

開戦検挙80年・宮澤没後75年

# 宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件

箇条書き 総覧版

憲法改悪・国民弾圧  
戦争への道を許すな！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

とくに「思い込み」がいけません。間違いは多くの場合「思い込み」の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は「思い込み」がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです。

(上田誠吉)

## はじめに

近頃は、高齢層にもスマホが蔓延し、日々の生活で重宝がられている。当座知りたいことが指 1 本で右から左なんだから、毒されるなどいっても無理かもしれない。便利と効率が絶対価値であるかのようにふるまい、国家権力はデジタル統治に突き進もうとはかっている。

一番の毒は、新聞で培われた一覧性が絶滅しかけている弊かもしれない。既に、スマホの群れは己に関心ある事だけを追い、「いいね」組だけで共感し合い、その余には無関心、あるいは排除する弊があると批判されている。その批判に、貸す耳を持たないと嘆かれてもいる。

それでもなお、の思いで『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件』を再編集したのが本冊子で、「総覧版」と銘打った。まずは全体像を知る層を広げたい。折から、対米英開戦と同時に揮われた一斉検挙から 80 年、事実上の獄死となった宮澤弘幸の没後から 75 年を経ている。過去を解き、未来を正す、その再認識の踏台としたい。

2021 年の通常国会では国民投票＝改憲手続法、デジタル関連 6 法、土地利用規制法等々の悪法を成立させた。安倍政権下での特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法等々と併せ、戦争への道となる法体制をなし崩しに固め、強権体制を定着させようとしている。

あげく、2021 年 10 月の総選挙では、自民・公明が国会運営での絶対安定多数を確保し、更には補完勢力となる党派が議席を増やした。目先の利便維持に執着する政治的無関心層に支えられての現象だ、との解説は当を得ているが、解説するだけでは遠吠えになる。

奇手はない。議論の場を広げ、議論の多様さを知り、折合いの知恵を磨き合う、戦後培った風土を再確認し、愚直に努める。それにはスマホの対極である一覧性、その総体である総覧性の普及が力になる。新聞をぱらぱら捲るだけで、世情を俯瞰し鳥の目を肥やすことができる。この手を使わない手はない。

本件冤罪は、上田誠吉・弁護士が国家権力による冤罪の具体例として発掘、1980 年代の「スパイ防止法阻止」運動の中で深化した。その成果を引き継いだ本会が、安倍政

権下で再燃した「秘密法制」阻止運動の中で発展させ、『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）として結実、集大成した。

以来、さらに真相解明に努め、『総資料総目録』および『総資料総目録補遺 2020』によって新事実、新見解を基に訂正、改訂し、「正確に伝えたい」事項を明示した。今回冊子は、これら再度の集大成をと、一覧性・総覧性を意識し、めりはりある構成を心がけた。箇条書きとした所以である。

主要項目には※印で典拠を付記。また、『総資料総目録』巻末に付した『引き裂かれた青春』索引を再精査のうえ再録した。併せて本会既刊中の要訂正を「既刊訂正」として収録した。巻末の論考「土地利用規制法」は戦争法廃棄にむけた喫緊の課題への本会の考え方を明らかにするものとして、既刊寄稿の中から再録した。

国民弾圧の仮面法「土地利用規制法」は 2022 年秋とされる施行まで、なお、間がある。施行を阻止し、一連の戦争法破棄に向け、さらなる連帯を強めたい。小さな冊子ながら、逆に、その手軽さを生かし、運動の現場で活用願えれば望外の成果となる。祈念して止まない。

2022年2月22日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

# 目次

はじめに

- ① 1941年12月8日…………… 4
- ② 北大「スパイ冤罪事件」の被害者…………… 6
- ③ 心の会(ソシエテ・デュ・クール)があった…………… 8
- ④ 全国一斉検挙……………10  
記録に残る国家権力の立ち位置  
札幌市内図／北大平面図／司法エリア図
- ⑤ 軍機保護法とは？……………14
- ⑥ 連携弾圧法……………15
- ⑦ 捏造された罪……………16
- ⑧ 捏造された罰……………18
- ⑨ なぜ有罪に、なぜ重刑に？……………19
- ⑩ 暗黒裁判……………20  
根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠
- ⑪ 冤罪の加害者は国家権力……………22
- ⑫ 北海道帝国大学の対応……………24
- ⑬ 北海道大学の戦後対応……………25  
悼めば 無念  
北大生・宮澤弘幸の名誉回復と顕彰
- ⑭ 再審請求……………29
- ⑮ 人と文献……………30
- ⑯ 基幹年表……………34
- ⑰ “戦争への道”を許してはならない……………38  
『引き裂かれた青春』(花伝社刊)索引……………50  
既刊書籍の訂正……………55
- あとがき……………56

表紙デザイン・杉全 泰

憲法改悪・国民弾圧  
戦争への道を許すな！

# ① 1941年12月8日

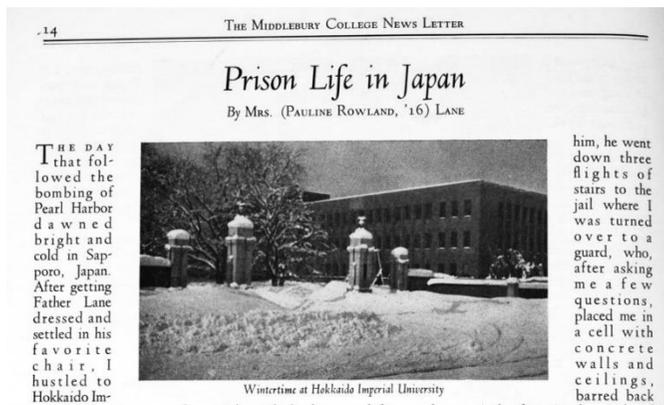
## 《レーン夫妻》

ポーリン・レーンの手記（注参照）によれば、1941年12月8日の朝、レーン家の人たちはいつものように、それぞれ出勤、登校した。北大予科の教師・ポーリンは午前8時からの授業（class in communications）があった。だが着くやいなや学長（今裕）から呼出され、出向くと日米間に戦争が勃発したと知らされ、「あなたは教えないように（you will not teach until further notice）」と通告された。

◆帰宅すると、同じく予科教師の夫・ハロルドが先に帰っていて、同様に自宅待機を命じられていた。その後、ハロルドは所用で銀行に行き、ポーリンがハロルドの父・ヘンリーと昼食を摂っていると、突然玄関のベルが鳴り、顔見知りの外事課刑事を含む11人の男たちが入ってきた。顔見知りの刑事が検事の召喚状を読みあげ、そのまま警察本部（Police Headquarters）に連行され、独房（cell）に留置された。

◆それから、かなりの時間がたって、留置場に入る大扉の開く音が聞えた。近くの房に誰かが入れられる気配がして、ハロルドの声がポーリンの耳に入った。それで同じく拘束され、留置されたと知れた。追って顔見知りの刑事が毛布などの差し入れを持ってきて、ハロルドが真上の独房にいるとささやいた。

◆キャサリン・F・ベリー記者の記事（注参照）によれば、レーン夫妻の双子の末娘、Dorothy と Katharine は、8日の午後、担任の先生に付添われ帰宅した。このとき既に双子の父母（the Lanes）は家に居らず家じゅうがごった返し、警察が家宅捜索し、お手伝い（servants）は怯え、祖父（ヘンリー）は片隅に縮こまり当惑していた。



「夫妻は事件を語らなかつた」が定説だったが、実は手記があった。思い込みや決めつけはいけなと教えてくれる。掲載は1947年の元旦付。戦後1年余の時点で書かれたと知れる。

※このページの主な典拠（以後、「典拠」と略記）＝『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録 補遺2020年』（本会編刊＝以後、『総資料補遺』と略記）史料検証1～28ページほか

## 《石上茂子》

内務省の「外事警察概況」(注参照)によると、石上茂子(レーン家の女中=当時の表記)は8日に検挙とある。ベリー記事では、双子の姉妹の帰宅時点では両親は居らず家宅搜索の室内で怯えていたとあるから、おそらくこの後で連行された。

## 《宮澤弘幸》

検挙時の記録は未出。北大工学部の書記(事務官)だった村田豊雄の随想録『白聖館の人たち』には「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に見われ、又去って行ったが、その下宿でたい捕されたという事を聞いた」とあり、M君は宮澤に他ならない。アパートの家主が家宅搜索の乱雑ぶりを現認し、宮澤の知人に知らせている。かねて早朝のレーン宅訪問などの伝聞があり、『ある北大生の受難』(上田誠吉著)にも収録されているが、裏付ける記録はなく、蓋然性は低い。

## 《渡邊勝平・丸山護》

「外事警察概況」によれば、渡邊は8日、丸山は12月27日に検挙とあり、有罪確定しているが、二人とも検挙時も服役後、戦後も動静は全く分かっていない。

## 《黒岩喜久雄》

戦後、(上田弁護士の対面聞き取りによる)黒岩自身の記憶では、12月27日の早朝に3人の特高刑事が押し入り家宅搜索を受けた。そのまま連行されるはこびになったが、この日は北大の卒業式(戦時繰上げ)だったので事情を話し、式後に出頭した。「外事警察概況」に27日検挙とある。

## 【注】

・ポーリン手記=ポーリンの母校・Middlebury CollegeのNews Letter1947-01-01に掲載された「Prison Life in Japan」。北大OBの吉田栄一が以下から見つけ出した。

<https://archive.org/details/middleburynewspapers?&and%5b%5d=year%3A%221947%22>

・ベリー記事=掲載紙不詳。1942年に日米交換船でアメリカに送還されたレーン夫妻の双子の末娘から一部始終を聞き取ったベリー記者の署名記事。この記事部分だけの切抜きが日本の関係者に伝わり、北大大学文書館に収蔵されている。

・「外事警察概況」=旧・内務省警保局外事課が年間の外事警察活動をとりとまとめ、冊子化した部内文書。戦後、復刻合本が龍溪書舎から刊行されている(本稿32ページ参照)。外事とは外国絡みの事案の意。

※典拠=花伝社刊『引き裂かれた青春』(以後、「花伝社刊」と略記)15~22、92ページほか

## ② 北大「スパイ冤罪事件」の被害者

ハロルド・メシー・レーン 52歳（大審院判決記載） 北海道帝国大学予科英語教師  
1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、同年12月14日一審判決・懲役15年、  
43年6月11日上告棄却、軍機保護法等違反・有罪確定。北海道内の刑務所（苗穂？）  
に収監後、1943年9月、日米交換船でアメリカへ送還。⇒次ページへ

ポーリン・ローランド・システア・レーン 52歳（大審院判決記載） 北海道帝国大  
学予科英語教師 1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、同年12月21日一審  
判決・懲役12年、43年5月5日上告棄却、軍機保護法等違反・有罪確定。道内の刑  
務所（苗穂？）に収監後、ハロルドと共にアメリカへ送還。⇒次ページへ

宮澤 弘幸 25歳（大審院判決記載） 北海道帝国大学工学部学生 1941年12月8  
日検挙、42年4月9日起訴、同年12月16日一審判決・懲役15年、43年5月27日  
上告棄却、軍機保護法等違反・有罪確定。網走刑務所に収監、1945年6月25日宮城  
刑務所へ移監、戦後、同年10月10日、GHQ（連合軍総司令部）の覚書（指令）に  
より釈放。腸結核に罹患、1947年2月22日、27歳で死去。⇒次ページへ

渡邊 勝平 26歳（一審判決記載） 北海道帝国大学工学部助手 縁あってレーン宅  
に寄寓し、就職の便を取り持ってもらって以来、夫妻の知己。1941年12月8日検  
挙、42年4月9日起訴、同年12月19日一審判決・懲役2年。控訴せず有罪確定。

丸山 護 29歳（一審判決記載） 会社員 旧制中学への編入試験に当り、ポーリ  
ンから英語を教わって以来、夫妻の知己 1941年12月27日検挙、42年4月10日  
起訴、同年12月16日一審判決・懲役2年。控訴せず有罪確定。

黒岩喜久雄 25歳（一審判決記載） 無職（北海道帝国大学農学部卒業）レーン夫妻  
の知己 幼い双子の姉妹と仲良しになったのが縁で、家庭教師にも。 1941年12月  
27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月24日一審判決・懲役2年執行猶予5年、  
控訴せず有罪確定。

石上茂子（シゲ表記も） 22歳（「外事警察概況」に記載の検挙時） レーン方元女  
中（「外事警察概況」に記載） 1941年12月8日検挙、100日を超える勾留後、42  
年3月10日に嫌疑なしで釈放。

#### ◇ハロルド・メシー・レーン



1892年（明治25）10月7日アメリカ中央部アイオワ州生まれ。キリスト教クエーカー教徒として教団建学のカレッジで学び、卒業論文は「チャールズ・ディケンズと社会悪の改革」◆1917年（大正6）4月、アメリカの第一次世界大戦参戦に際し、良心に基づく兵役拒否の制度を行使（Conscientious Objector at Camp Meade who Refused Military Service）。◆同戦後、銀行員などを経て、日本政府の大学教員公募に応じ来日、1921年（大正10）8月20日北海道帝国大学予科の英語教師。この間に下宿した牧師・ローランド家でポーリンと出会い、やがて結婚。◆戦後1951年（昭和26）4月北大有志による再招聘運動が実り、北大教養部の英語教師として復職。◆1963年（昭和38）8月7日在職で死去。札幌・円山墓地に眠る。

#### ◇ポーリン・ローランド・システア・レーン



1892年（明25）12月7日京都生まれ。父は牧師（宣教師）。4歳から札幌で育ち、アメリカのカレッジで学び結婚するが、夫は第一次世界大戦の兵役中、アメリカ国内の基地で流感に罹り病死。◆1922年（大正11）5月ハロルドと結婚。日本語は母国語にまさる堪能で子供たちも日本語で育てた。◆1966年（昭和41）7月16日死去。円山墓地で眠る。

#### ◇宮澤弘幸



1919（大正8）8年8月8日東京・豊多摩郡代々幡生れ。◆東京府立六中（現・新宿高校）から1937年（昭和12）4月北海道帝国大学予科入学。◆38年（昭和13）文武会（全学学友会）理事。古典研究会、哲学研究会を組織。生涯の友（兄貴格）となる日伊交換留学生（北大無給助手）のフォスコ・マラーニと出会う。◆39年（昭和14）6月「ソシエテ・ドゥ・クール（心の会）」創立に参加。◆40年（昭和15）4月北大工学部電気工学科へ進学。国策会社・南満州鉄道の公募論文に「大陸一貫鉄道論」で入選。◆41年（昭和16）4月遠縁の高橋あや子と親しくなる。海軍委託学生に合格、月45円の手当支給される。◆戦後は釈放後の1945年12月8日付で北大へ復学願を送り、許可を得るも、獄中での衰弱に結核罹患が重なり、1947年2月22日無念の死去。事実上獄死の生涯となった。

※典拠（左ページ共）＝花伝社刊10～11、32～33、70～78、90～96、213、218、221ページほか

### ③ 心の会（ソシエテ・デュ・クール）があった

・大学予科（旧制高校相当）が人間形成に大きな役割を果たしていた当時、北大構内の一面に外国人教師の官舎が4軒並んでいた。木造洋風の2階建て。いま情報基盤センター南館がある東側の雑木林の辺り。中で、一番の人気は予科のドイツ語教師ヘルマン・ヘッカー。言葉を教えるだけでなく言葉によって創られる文化を学ばせ、金曜の午後は定例の自宅開放の日にしていた。

・その隣がレーン宅。空いていた1軒にはフォスコ・マライーニが入った。さらに市電通りを挟んだ近くには小樽高等商業学校（現・小樽商科大学）のフランス語教師・太黒マチルドも住み、相互に親しみ合う中で、いつからか外国人サロンに日本人学生が混ざり込むという趣きが定着した。

・そこから半ば自然発生に、気心知れた教師と学生ら16人が寄り、「心の会」を立ち上げた。1939年6月8日のことで、正式にはLa Societe du Coeur としゃれている。名づけは、学生では先輩格の大條正義。会の決まりは、月に何回か会員宅を持ち回りで集い、学生は母国語を使わないこと。

単なる日常会話ではなく、自ら決めたテーマでの報告を母国語以外で伝え合う。学ぶのはあくまで学生で、教師たちは過分の手も口も出さなかった。

・対して、特高たちには理解を超える存在だった。既に日中戦争下、外国人に胸襟を開き、かえって独立心、自修心を磨く人間性など、とんでもない風景であり、国を危うくする存在だった。レーン宅から通りを挟んだ向かい側の商家の2階には特高の監視溜ができ、宮澤弘幸ら会員には尾行が付いた。



宮澤弘幸所蔵のアルバムに貼られた写真。毛筆で「そしえて、ど、くーる 發會の掟 十四年六月八日 まちると夫人宅」とある。中央メカネがマチルド、右ヘトパーティア・マライーニ、ポーリン、ハロルド、宮澤、後列ネクタイがフォスコ、蝶ネクタイがヘッカー。

※典拠＝花伝社刊 31～35 ページほか。『総資料総目録』（以下「総資料」）105～107 ページ

日中戦争のさ中  
ながら「心の会」  
のころ、あたり  
は国際交流の花  
が咲いていた



(上) 外国人教師の官舎があった辺り。木造洋風の2階建てで、暖炉があり、そこでは日、独、仏、英、伊、中国語が行き交っていた。4軒並び、西からビリー・クレンプ、レーン夫妻、ヘルマン・ヘッカー、フォスコ・マライーニが住んでいた。心の会の記念碑を建てるには最もふさわしい地であり、北大当局に協力を求めている。



(左) 太黒胃腸内科病院の前庭。外国人教師官舎から市電通りを挟んで歩5分。前身は太黒診療所で、その院長夫人が太黒マチルド。旧き良き日、ここに集った16人が「心の会」の発会を宣し、ゆかりの地となった。



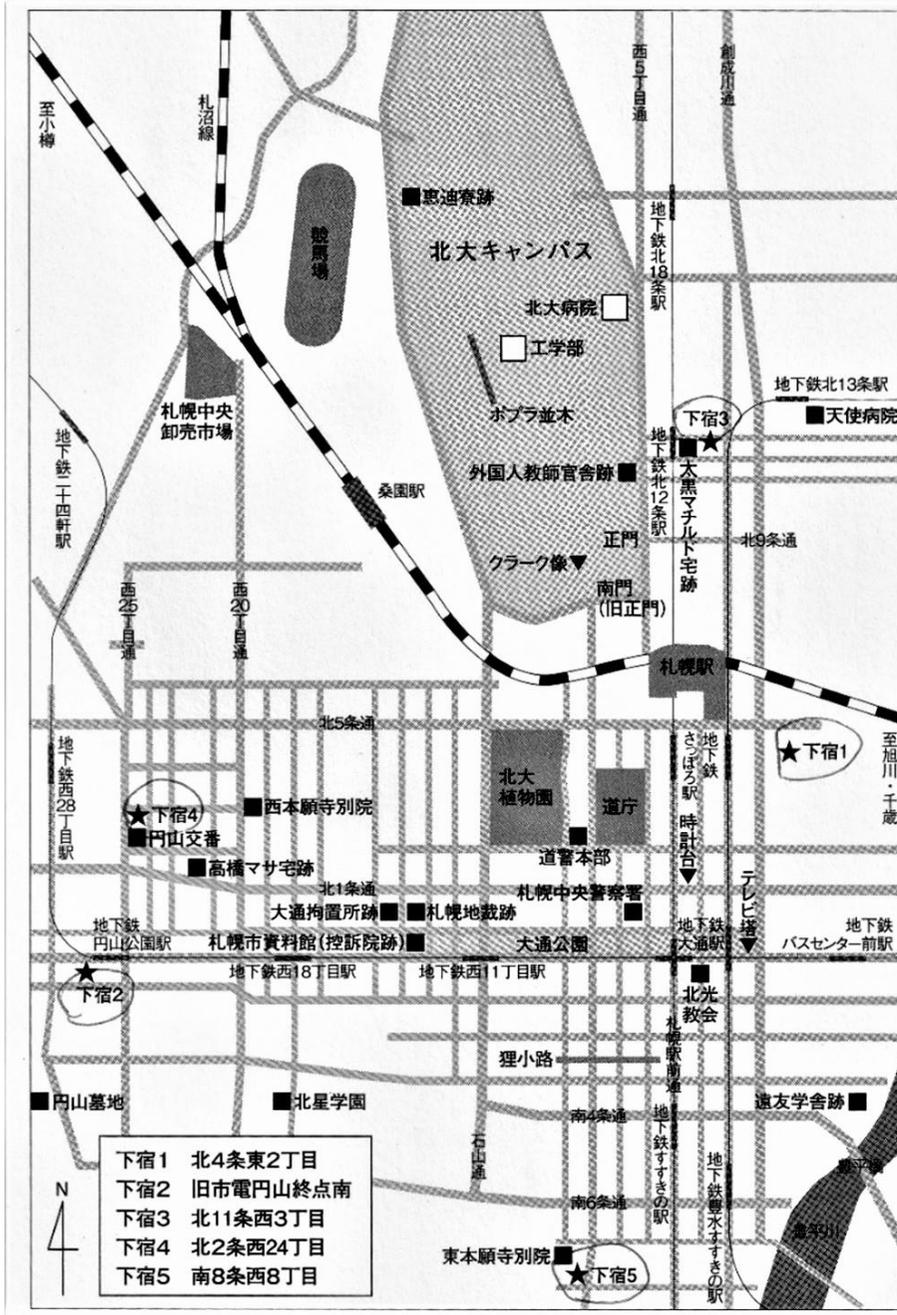
マライーニと宮澤弘幸の家族が一緒の貴重な記念写真。心の会でのマライーニは教師と学生を取り持つ形で、双方から頼りにされた。妻トパーツィアも加わり、家族ぐるみの欠かせぬ存在だった。左の写真は戦後、マライーニ一家の母国イタリア帰国に際し、東京のホテルで撮った。真中に弘幸、右へ次弟、父。後列にフォスコ。その前がトパーツィア。





# 札幌市内図

上方が北、下方が南。東京から北へ遊学した宮澤弘幸は、この地を生涯の地と定めたレイン夫妻らに出会い、出会いを広げ、共に洋々のはずだった。



图中、「下宿」とあるは宮澤弘幸の居住を指す。北から順に、★3はマライーニ宅（借家）での居候。マチルド宅にも近く、天使病院も近い。駅南の★1は、両親が伝手を頼って見つけた最初の下宿。西端の★4は検挙時のTアパート。恋人・高橋あや子の家に近い。大通を挟んだ南の★2は、心の会の先輩・大條正義と八畳二間を共有した下宿。南端の★5は、判決文記載の住所。検挙後だから、実際には居住しえない幻の下宿。嫌疑は当然晴れるとの思いで頼み込んだ寄留先なのだろうか。北へ転じて、大通きわに移転後の北光教会。西へ行くと北星学園。大通の北に札幌中央署（当時は札幌署）がある。大通公園の西端の一画は別図のように司法エリアになっていた。

## 北海道帝國大學 平面圖

1939(昭和14)年



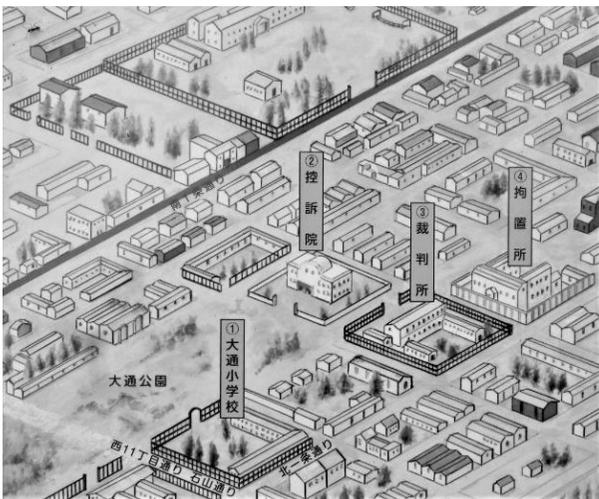
1938年当時の北大構内図。官舎跡は地球環境科学研究所の敷地内の林になっている。ここから1ブロック東の北11条西3丁目あたりに太黒マチド宅があった。

1939年の作図だから、37年に予科入学の宮澤弘幸の在学時と重なる。

上が北、下が南。宮澤の通う工学部は北の西側。学内・中央道路を挟んで東隣が北大病院。最寄りの市電は病院通用門前。

検挙前日の12月7日午後、腎盂炎で北大病院に入院の高橋あや子を見舞い、「きれいなお金だから」と言って多額の見舞金を水枕の下に押込んでいる。二人が目と目を合わせたのはこれが最後となる。帰路、外国人教師官舎にレーン夫妻を訪ねていたとしたら、これも最後となる。

南へ下ると、大学本部や予科のある一画を経て正門。現・南門が旧・正門だった。



## 大通公園西端の司法エリア

大通を挟む一帯の建物配置を復元した見取図。中央の「控訴院」は建物そのままに現・札幌市資料館。当時の法廷も復元され、時代を保存している。控訴院と隣り合って札幌地裁、通りを挟んで西側に大通拘置所。宮澤弘幸とレーン夫妻らは、学園から一転、塀の中に閉じ込められ1年半余にわたって責めたてられ濡れ衣を着せられた。いまは通信大手のビルが建つ。

## ⑤ 軍機保護法とは？

元々は1899年（明治32）制定の軍機（軍事機密）を扱う関係者の規律に重きをおく概括的な規定だったが、日本軍による大陸侵攻さ中の1937年（昭和12）8月の抜本改定で、国民弾圧に矛先を向ける実質・新法に改悪された。軍機保護に名を借りた仮面法とっていい。その実態は以下の点に集約される。

◆軍機の種類範囲を「作戦、用兵、動員、出師」と例示。一見明確化したように見せて、「その他の軍事上秘密を要する事項」を付記することで、事実上の範囲を無制限に拡大できるようにした（第1条第1項）。

◆その上、実際の軍機指定を「陸海軍大臣が命令を以て定む」と明示し、軍権力による専権化を明記した（同第2項）。

◆この他、秘匿地域を自在に設定し、周辺での行動制限を国民に課し、過失、偶然による違反、未遂、扇動も処罰化、最高刑を死刑とする重罰化を導入した。

〈歯止め合意〉

半面、議会審議（帝国議会）では、衆議院はもとより貴族院においても学識議員らを軸に人権侵害を防止する視点からの審査が厳正に行われ、軍および司法当局の答弁でも、文言上では以下のような重要な歯止め規範を受入れている。

◇軍事秘密（機密）＝軍の統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様的手段では探知・収集できない秘密を指す。

◇探知（罪）＝軍事秘密と知った上で故意に不法不正な手段を以て探知・収集した故意犯を探知罪の対象とする。

◇漏泄（罪）＝軍事秘密を故意に探知・収集した者、あるいは偶然に知得した者が、これを他人、あるいは外国、あるいは外国の為に行動する者に漏泄した場合、公にした場合は漏泄罪の対象となる。

以上の合意（規範）を踏まえ、下記決議を付帯することで両院共全会一致、改正案を可決成立した。陸海軍・司法大臣も議場において決議尊重を宣明している。だが成立後は条文が独り歩きし「軍が秘密と言えれば秘密」が横行した。

本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし

※典拠＝花伝社刊 60～68 ページほか。同刊巻末に軍機保護法の全文を収録。

## ⑥ 連携弾圧法—治安維持法、国防保安法、戦時刑事特別法ほか

国民弾圧手段を潜ませた戦争法は軍機保護法だけではない。最も悪名高い治安維持法をはじめ、それぞれに装いを分け、かつ連携させることで権力の弾圧力を強化し、権力にとって目障りな対象を無限定に拘束し、無限定の罪（冤罪）に押し込み、戦争を押し進める地ならしとなった。

◆**治安維持法**＝1925年（大正14）、普通選挙法との引換策で成立させ、公布。当初は「国体を変革し私有財産制度を否認する活動を処罰する」と、一応の対象を明示したが、何度かの改悪で無限定に拘束、勾留、勾禁でき、最高刑を死刑とする万能弾圧法に拡大した。軍機保護法による一斉検挙の翌日、1941年（昭和16）12月9日には216人を検挙、180人を予防拘束・勾禁した。

◆**国防保安法**＝1941年5月施行。「重要な国務に係る事項」を国家機密とし、各主務大臣の指定に任せた。しかも外国に察知されるのを防ぐとの口実で指定内容の詳細は非公示とし、違反の最高刑は死刑。第2章の「刑事手続」では、検事に広範囲の強制捜査権を与えて独断専行を容認。軍機保護法関連の身柄拘束で、逮捕状抜きの特検権限としたのも本法の刑事手続による。

◆**戦時刑事特別法**＝1942年（昭17）2月公布、3月施行。第1章で戦時下の罪科を列挙し重罪化。「国政を変乱することを目的として人を殺したる者は死刑又は無期の懲役若しくは禁固」（第7条）など。第2章の「刑事手続」では、弁護士の選任制限をはじめ、捜査調書、法廷記録などの閲覧・謄写制限、判決理由・適用法の詳細不公示、判決文の不交付などを規定。いずれも国家機密の漏洩防止を口実として、暗黒裁判に法的根拠を与えた。軍機保護法関連での控訴審抜きの上告審専決、法廷審理抜きの上告棄却（門前払い）を可能にしたのも本法規定による。

◆その他、**軍用資源秘密保護法**（1939年3月公布）、**要塞地帯法**（1899年公布）、**防衛海面令**（1904年公布）、**国家総動員法**（1938年4月公布）があり、巧妙に連携して国民をがんじがらめにして戦争遂行に追込んだ。

※典拠＝花伝社刊42、58、180ページほか。同索引参照。『防衛研究所紀要』第14巻第1号の「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」。同論考では軍機保護法のほか、国防保安法、軍用資源秘密保護法が現役自衛官の目で取り上げられている。

## ⑦ 捏造された罪

### <宮澤弘幸が“スパイ”とされた容疑>

- ① **旧・樺太の海軍機密**＝樺太（現サハリン）大泊町の築港で造成中の海軍給油基地にかかる工事現場で働きながら聴取・目撃したこと。  
⇒北大学生課幹旋の夏季労働実習で学友数人と共に出向き寝食共にした現場であり、文部省主導の「学生勤労奉仕隊」の一環でもあった。
- ② **樺太・上敷香の海軍機密**＝当地の海軍飛行場の工事現場で聴取したこと。  
⇒前項の実習終了後、「オタスの杜」（先住民族の集落）を見学し、その前後に周辺を通過した旅先での見聞。
- ③ **根室海軍飛行場の機密**＝根室から札幌に向かう列車の中で乗り合わせた相客から根室の海軍飛行場の存在等を聴取したこと。  
⇒父の知人・札幌逓信局長の紹介で灯台船「羅州丸」に便乗、樺太・千島列島海域を巡り、その帰路、根室から列車に乗った。北大の推薦も得ていた。
- ④ **海軍講習会での海軍機密**＝海軍軍事思想普及講習会（樺太）に参加した折に聴講・知得したこと。  
⇒夏季労働実習の時に同講習会の開催を知り、国を思う気持ちから応募。
- ⑤ **陸軍講習会での陸軍機密**＝陸軍の機械化訓練講習会（千葉）に参加した折に聴講・知得したこと。  
⇒陸軍が催し、同じ気持ちから参加した。
- ⑥ **旧満州・支那方面（当時の表記）での軍機密**＝同地域を旅行した折に目撃・知得したこと。  
⇒国策会社・南満州鉄道が公募した学生論文に入選した褒賞として参加。

——以上が主な容疑になるが、これら以外の容疑も含め、いずれも出向いた先での見聞で、軍事機密と知っての探知ではない。にもかかわらず、①～③を「探知（罪）」とされ、④～⑥を含め、レーン夫妻に話したとされて「漏泄（罪）」とされた。いずれも軍機保護法で保護される軍事機密には当たらず、不法行為を伴った「探知」にも当たらない。よって「漏泄」にも当たらない。判決（一審）に於いても、不法行為を伴ったとの判示は全くなく、軍事機密である根拠を明らかにした判示もない。

※典拠＝「花伝社刊」25～29、167～213 ページほか。

## <レーン夫妻が“スパイ”とされた容疑>

夫妻が直接あるいは独自に探知、収集、知得した軍事機密は1件もない。全て、宮澤弘幸、渡邊勝平、丸山護、黒岩喜久雄から聞いた事柄が「探知」とされた。

- ① 宮澤弘幸関連＝前項6項目ほか。
- ② 渡邊勝平関連＝渡邊が友人で兵役に就いた丸山護から聞いた月寒連隊の動向など複数地点の軍の動きを、軍事上の秘密と知りながら、渡邊から聞いた。（探知）
- ③ 丸山護関連＝丸山が月寒連隊の動向など兵役中に見聞した軍の動きを軍事上の秘密と知りながら、丸山から聞いた。（探知）
- ④ 黒岩喜久雄関連＝黒岩が北大の学術見学に参加して赴いた南太平洋のアラカバサン島およびサイパン島に建設された海軍飛行場の現状を、軍事上の秘密と知りながら、黒岩から聞いた。（探知）
- ⑤ これら4人から複数回にわたって聞いた「軍事機密」を、札幌・北星女学校での社交会（懇親会）の折にアメリカ大使館附武官に話すなど、数回にわたってアメリカ当局に漏泄した。

——以上が主な容疑になるが、宮澤判決同様、不法行為を伴ったとの判示も、軍機保護法で保護される秘密だとの根拠を示す判示もない。①～④は、それぞれ当該被告に科された容疑でもある。

## <「探知」から「漏泄」までの時間差>

もう1点、「探知」から「漏泄」までの時間差を精査すると、看過しえない実態が浮び出る。ハロルドの一審判決によれば、

- ① 札幌・月寒での連隊動向を渡邊勝平から聞いたのが1938年5月で、アメリカ陸軍武官のヘンリー・マックリアンに話したのが1939年6月。この間1年余。
- ② 樺太の海軍工事の様子を宮澤弘幸から聞いたのが1939年10月で、アメリカ大使館付の海軍中尉トーマス・マッキーらに話したのが1940年4月。この間6か月超。

——仮にも、軍事スパイが敵の軍事機密を入手してから最短でも半年を越えてご注進して何の意味があるのか。スパイが聞いて呆れるに違いない。さらに、この①②以外の「探知」分に至っては、社交会の折に「ここで話したことは『駐日米国大使館員等に通報せらるることを予想しながら』出席者に申し告げた」とある。

これが、判決が明示した「漏泄」の実態。ポーリンの場合は社交会漏泄のみで直接漏泄はない。逆からみれば、軍事上の国益は全く失われておらず、この程度の挙証を基に苦し紛れに書かれた判決ということになる。

※典拠＝「花伝社刊」23～25、233～238、252～255 ページほか。

## ⑧ 捏造された罰

### <法の建前>

軍機保護法の条文で使われている用語の定義・規範は、帝国議会での付帯決議はじめ議会答弁などによって概ね定まった。要約すれば

探知＝無形の秘密事項及び情報等を自らの意志で探り知ること。

収集＝有形の図書及び物件に収録された秘密を自らの意志で集めること。

知得＝秘密とは知らず、あるいはたまたま他人からの見聞によって領有すること。

漏泄＝秘密と知って、あるいは過って自己以外の者に開示あるいは交付すること。

軍機保護法で保護される秘密＝不法の手段に依るに非ざれば探知・収集しえない高度の秘密。——となる。このうち、罪科となるのは探知、収集、漏泄で、知得自体は罪にならず、漏泄して罪になる。この規範によれば、渡邊、丸山、黒岩は全て知得で、宮澤の場合も講習会と満州支那旅行の関係では知得であり、罪とはならない。

### <法の捏造>

◇宮澤・探知罪＝探知と断じられた事項も、判決文（一番）では全て聴取、目撃と記載されていて、不法な手段で探知・収集したものは1件もない。判決理由においても、不法侵入、窃盗、強奪、略取などに拠ったとの記載は全くない。したがって見聞事項を全て「探知」とすり替え、捏造したことが明らかになる。

◇レーン夫妻・探知罪＝夫妻は全て宮澤らからの漏泄によって領有したのだから、本来、探知・収集とも1件もない。そこで判決（同）は、宮澤らの申し上げ（漏泄）に際し、「質問をもって探知した」という強弁をねじ込むことで、探知罪を無理に押し込んでいる。旅行談への合いの手を以て「探知」というこじつけになる。

◇漏泄罪＝判決の上では、全員がそれぞれに漏泄したと断罪されているが、大前提として、漏泄事項が全て本法による保護対象となる軍事秘密でなければならず、全てがその対象とならないことが明らかなのだから、漏泄罪も成り立たない。全てが捏造による冤罪となる。

にもかかわらず、全被告が有罪になったのは、裁判が「有罪ありき」を前提に開かれたからに他ならない。建前の場での定義・規範が法廷には反映されず、判決理由とさえも整合せずに主文が書かれたからだ。それが判決文から透けて見えてくる。

※典拠＝花伝社刊 60～68、256 ページほか。『国家権力犯罪に時効はない』（本会編刊＝以後、『時効なし』と略記）11、13 ページ。

## ⑨ なぜ有罪に、なぜ重刑に？

### 仮説1

●宮澤弘幸は好奇心旺盛で旅行好きだった。当時、北に国境を接する北海道はいたるところに軍の施設があった。宮澤にとっては、この無関係で無作為な軍備状況を狡猾な特高がつけ狙い、むりやり宮澤の行為と関係づけた。

●宮澤弘幸は、思想信条においてはほとんど内務省が期待する青年像に重なっていた。国益に根ざした大陸一貫鉄道の建設を渴望する論文、軍事教練に勤しみ、軍の特別講習に進んで参加し、海軍委託学生に志願し合格している。

●その宮澤弘幸がスパイと断じられたのだから毅然と否定し反発した。その強気の反発が高飛車な特高には国家への反逆と映った。天皇の特高警官に逆らうことは、天皇に逆らうことだと。これで反国家の若造と烙印された。

●宮澤弘幸は、拷問によって一度は虚偽の自白に追い込まれたが、起訴後は一貫して容疑事項を否定した。この頑強者を戦時の銃後に出しては不穩かつ悪弊となりかねず、長期、刑務所に閉じ込めるに限ると断じた。

### 仮説2

●特高（特別高等警察）の当初の狙いは敵国・アメリカ人となったレーン夫妻に限定していた。上田弁護士の間取りによる黒岩喜久雄の言では、特高による取調べでは、全てレーン夫妻の日頃の言動に限られたとあってよく、しつこく繰り返えされ、黒岩自身の容疑とされた南太平洋の海軍現況はほとんど訊問された記憶がないという。

●100日余の勾留のあげく嫌疑なしとなった石上茂子の場合も、最初から嫌疑などあるわけもなく、訊問では夫妻の日常言動の詮索に集中していたとみて間違いない。宮澤、渡邊、丸山への訊問も同様と推測される。各嫌疑の些末さからみても、夫妻以外の検挙目的は、夫妻を有罪に仕立てる傍証集めにあった、と合理的に説明しうる。

●中で、宮澤は、夫妻を冤罪に嵌める特高の狙いに殊更頑強に抵抗し、押付けに逆らったことから、一転して矛先が宮澤本人に向けられ、見せしめの標的にされた。ここからは仮説1と重なり、殊のほかの重罪を科されることになった。

●半面、適用法の上では漏泄罪のみとなる夫妻の量刑との矛盾が勘案され、逆に夫妻にも探知罪を強引に付加して重刑化を図った。

●同じく一斉検挙された小樽高商の英語教師・ダニエル・ブルック・マッキンノンの場合は公訴取消で、日米交換船でアメリカ送還となっている。この事例と比べても宮澤・レーン夫妻の重刑は異様で、当時の法制度をも超えた意図があったと言える。

※典拠＝『時効なし』15ページほか。

## ⑩ 暗黒裁判

●裁判は非公開で行われ、一審（札幌地裁）は1942年（昭17）12月、被告ハロルド・レーン、宮澤弘幸、ポーリン・レーンに対し、順次、懲役15年、同15年、同12年の有罪判決を下した。3人とも控訴するが、審理は戦時刑事特別法27条によって控訴院（現・高裁）素通りの大審院（現・最高裁）に引き上げられ、大審院は同法29条に拠って法廷審理を省き、1943年（昭18）5～6月、上告棄却とした。

●対する被告側、中でも宮澤弘幸の弁護団は「罪トナラザル事実ヲ有罪ニ断ジタル違法」「事実誤認シ法ノ適用ヲ誤リタル違法」「証拠ニヨラズシテ断罪シタル違法」など8項目にわたる「上告趣意書」を作成、精緻な論証を展開していたが、事実上、頭から無視されたことになる。「原判決ノ認定ニ重大ナル誤認アルモノト疑フニ足ルヘキ事由アルヲ見サルノミナラス……原審ノ科刑ハ甚シク不當ナリト思料スヘキ顕著ナル事由アルヲ認メス 論旨理由ナシ」との棄却理由も極めて空々しい。

●この経緯からも、裁判を暗黒にした元凶の一端は同特別法にある。例によって条文はまわりくどい長文でまがされているが、要は、スパイ関連と認定した事案については「決定ヲ以テ事件ヲ大審院ヘ移送スベシ」（27条）と命じ、「弁論ヲ経ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スルコトヲ得」（29条）と教唆している。スパイ関連、つまり軍機保護法関連では、裁判にかかる時間も審理内容も極力端折って有罪確定を急げとの意だ。暗黒というより、形だけ整え中身は空っぽにせよの意といえる。

●黒岩喜久雄はこの裁判の実相について「（公判では）何一つ聞かれなかった。検事が何か言っていたが弁護人は何も言わず、その後直ぐに判決になった。何が罪になったのかは今も分からず、瞬く間に終わった。傍聴席には取調べの特高が一人いただけだった」と、後年、上田誠吉・弁護士の聞き取りに、生々しく話している。暗黒裁判にかかる貴重な証言となるが、黒岩の場合は肝心の判決文自体、軍機に関わるとして、交付されなかった。全てが合法的に闇から闇ということになる。

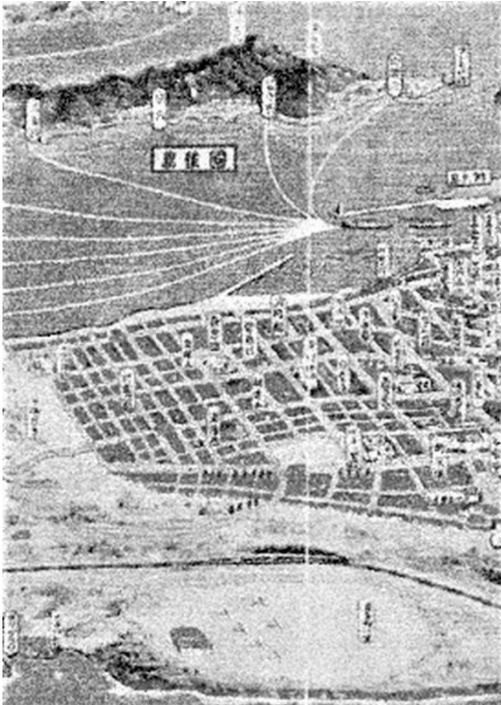


戦後、訪日したレーン夫妻の双子の末娘ドロシー（左）キャサリンと肩寄せ合う黒岩喜久雄（1987.9.30撮影）。体調崩し療養中の北大生・黒岩が北大キャンパスでやすんでいたとき、幼い双子が優しい声をかけたのが始まりで仲良しになった。

※典拠＝花伝社刊48～60ページほか

# 根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠

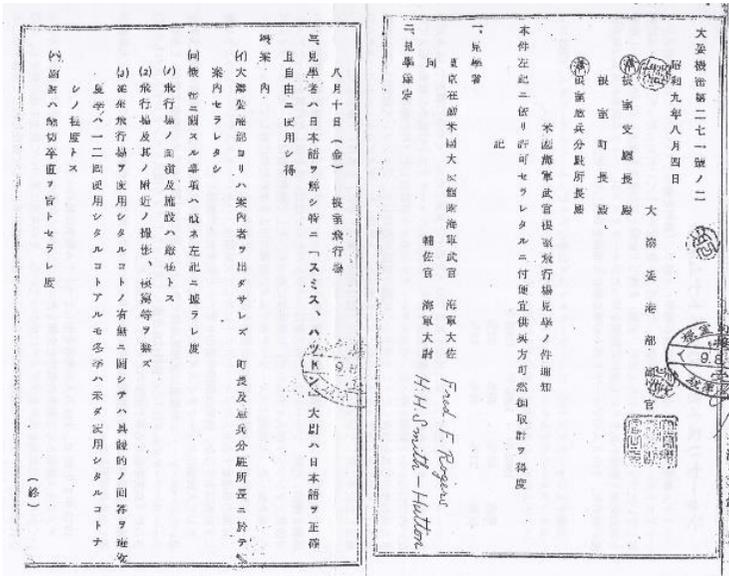
## ◆その① 1933年（昭和8）発行の根室町「根室要覧」



「要覧」に描かれた根室町見取図。上部の島は国後島。町割りの下部に左右に延びる鉄道線路があり、その下部の広場ふうが飛行場。中央にぼつぼつとあるのは飛行機で6機ある。



## ◆その② 根室飛行場見学許可文書。



右肩に「大要機密第二七二一號ノ二」とあって、大湊要港部機密の略。要港は軍港に次ぐ海軍の拠点、要港部はその組織。文書の発信は大湊要港部副官。昭和九年（1934）八月四日付で、主文は「米國海軍武官根室飛行場見学ノ件通知」。宛先は根室支庁長、根室町長、根室憲兵分駐所長。見学案内役を依頼すると共に、見学中の禁止事項を簡条書きしてある。文書の右端に根室町の受付印が割り印されている。

※出典＝花伝社刊 199～202 ページほか。『総資料』「正確に伝えたい」19 ページ。『時効なし』12、21、26 ページ。

## ⑪ 冤罪の加害者は国家権力

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものだった。それは事件の暗幕に光を当てれば見えてくる。判決に表された犯罪事実の中身は全て些末な事実であり、国家を脅かすような犯行は一つもない。それはレーン夫妻への漏泄一つみても明らかだ。この無実を大仰に仕立て上げ、法を駆使して罪状をこじつけているところに国家権力の意図が露わに見えている。

**内務省**＝1874年開庁。警察機構と地方機関（都道府県）の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生にわたる広範な国家権力を統括。中でも、全国に配置された特高警察（特別高等警察）を統括する警保局が治安権力を揮った。

**特高警察**＝組織上は都道府県警察部（現・都道府県警察本部）及び、各警察署に所属したが、実際には内務省（警保局）直轄の強力な中央集権体制に組み込まれ、当該所轄の署長といえども関与しがたい警察部内にあっても異質な存在だった。

**裁判所**＝組織上は司法界でも独立のはずだったが、戦時体制下では、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法等による圧力で、事実上、弾圧権力に組み込まれていた。

検察機構も、裁判所検事局として裁判所に属し、捜査から判決までが一連となっていて、国家目的を具現する強権を揮っていた。

### <軍部隷従・国民弾圧の時代背景>

●1930年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隷従・戦意高揚に誘導した。

●1936年（昭和11）ロンドン軍縮会議から脱退。2・26事件を経て、軍・国家にとって不快な言動を反軍・反国家思潮と決めつけ、非国民・国賊化へと誘導した。

●1937年（同12）、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改悪して検挙対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（1938年）、国防保安法（1941年）など戦時新法を量産すると共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

●1941年（同16）、御前会議（天皇臨席の会議）で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定すると同時に、内務省指令で全国の特高が「外諜」（スパイ）名目で拘束すべき不穏人物（生贄）のリストを作成し、「開戦時に於ける外諜容疑者一斉検挙」に備える。

## <国家権力が罪（冤罪）を仕立て上げた目的>

国家権力の狙いは、検挙そのものにあった。拘束して勾留し、長期にわたって理不尽に締め上げることによって拘束者の心身を痛めつけ、もって地域社会に恐怖と委縮をもたらし、国家権力への批判・抵抗を壊滅することにあった。それは検挙後の刑事処分をみれば明らかとなる。

●「12・8一斉検挙 126 人の刑事処分は、1942 年末の時点で、懲役 18、禁錮 5、罰金 14、起訴猶予 40、不起訴 21、嫌疑なし 10、その他 18。有罪 37 で有罪率は 29.3% となっている。（内務省「外事警察概況」から積算）

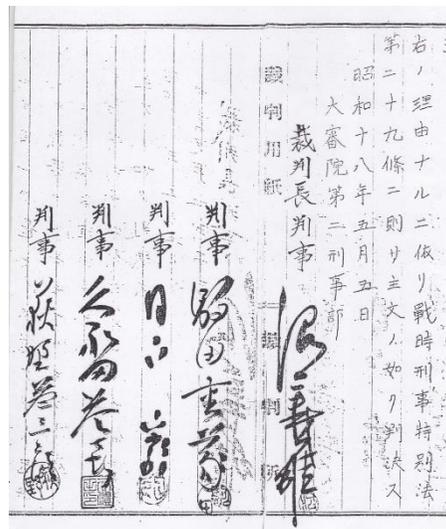
●「1937 年から 3 年間、軍機保護法で検挙された人数は 377 名であったが、起訴され有罪となったのは 14 名、3.7%に過ぎなかった」「特に 1939 年は検挙 289 名と過去最多であったのに対し有罪 4 名だけだった」（防衛省・防衛研究所紀要）

●「軍機保護法にかかる昭和 14 年までの裁判所受理件数 159 件のうち起訴は 31 件で 19%」（判事・伊達秋雄の調査）

——もともと犯罪摘発が目的ではないから、容疑の立証は二の次三の次、有罪・無罪にさえ、さしてこだわりがない。よって裁判も形だけ整え、お仕着せの判決文を書けば済む。現に「外事警察概況」は、3割弱程度の有罪率をもって「米英系外謀組織は壊滅」と自賛、内務省幹部の中には「査察内偵宜しきを得れば、取締目的の十中八九は之を果たし得たと言っても過言でない」との言さえ伝わっている。



旧・大審院の庁舎。右はポーリン・レーン上告棄却判決の判事署名。裁判長・沼義雄、以下、駒田重義、日下巖、久礼田益喜、荻野益三郎。戦時刑事特別法を盾に、問答無用、門前払い同然に断罪した。



※典拠=花伝社刊 20、48、58、142~154、256~258 ページほか。『時効なし』14~15 ページ。

## ⑫ 北海道帝国大学の対応

一斉検挙の全国 126 人のうち、北海道が 9 人で、うち 5 人が北大所属。加えてレーン夫妻関連が 2 人で、合わせて 7 人が北大からみとなる。うち 6 人が懲役刑確定。懲役刑に付されたのは全国で 18 人だから、北大はその 3 割強にあたる。この事態に、北大当局はどう向き合ったのか。戦時中とはいえ、大学自治、学問の自由とのかかわりで大きな試練に直面したはずだが、実相が見えてはいない。

### <学内身分>

レーン夫妻=自宅待機→(検挙)→翌 1942 年 3 月 31 日付で傭人契約の期前解約を通告。夫妻とも一審判決には「元北大豫科英語教師」、大審院判決には「元北海道帝國大學豫科英語教師」とある。

宮澤弘幸=1942 年 4 月 1 日付の退学願を 5 月 7 日教授会の前に許可、学籍簿からも 4 月 1 日付で除籍。(退学願が本人の自発による任意であったか否かには疑義がある)。一審、大審院判決とも「北海道帝國大學工學部學生」とある。

黒岩喜久雄=1941 年 12 月 27 日に戦時繰上げで卒業。その直後に検挙。一審判決には「無職(北大卒)」とある。

渡邊勝平=学内処置は不明。一審判決には「北海道帝國大學工學部助手」と記載されている。

### <事件対応>

レーン夫妻の学内処置を巡って文部省と文書往復した記録は残っているが、学内外に大学としての立場、見解を明らかにした痕跡はない。当該の教師、職員、学生の安否確認、人権保護にかかる処置、対応の痕跡もない。宮澤弘幸の母親が今裕学長の自宅を訪ねたときも何ら対応しなかった。

### <学生主事>

当時、各学部には学部長とは別に「学生主事」が置かれた。実質上、学生の思想面を管理する職掌で、連携して学内常駐の配属将校はじめ、出入りする特高や憲兵とも接触、相互に情報交換し、学内対策の軸になっていた。当然、本件事件でも関与していたに違いないが、痕跡は遺っていない。

※典拠=花伝社刊 80~90 ページほか。『総資料』23、24~25 ページ。『時効』19 ページ。

## ⑬ 北海道大学の戦後対応

戦後も、事件については無視する対応が大勢。1965年刊の北大正史『創基八十年誌』、1980～82年刊の『百年史』とも、レーン夫妻のアメリカ送還には触れているが、宮澤弘幸、黒岩喜久雄、渡邊勝平には何の記述もない。2001年の『北大の125年』で初めて冤罪の事実と宮澤弘幸の名を記しているが、わずか10数行。戦後も半世紀以上たった2010年刊の「北大大学文書館年報」で、ようやく学内記録を基に全体像に迫る論考が同文書館長の名による「調査報告」という形で載った。

### <宮澤弘幸の復学>

1945年10月4日付のGHQ指令によって軍機保護法など戦争法規が廃棄され、政治・思想犯が一斉釈放となり、宮澤弘幸も10月10日に出獄。追って12月8日付で復学願を出し、北大も同月21日付で許可し、学籍簿にも記載された。ただし体調が弱っていて実際に復学した形跡はなく、この後は、学籍簿の備考欄に「昭22、2、22死亡」と記されている。

### <事実上、名誉回復されたレーン夫妻>

◇1951年4月、北大有志による再招聘が実って、ハロルド・レーンは教養部英語担当教師として教壇に復帰、ポーリンも北海道学芸大学（現・北海道教育大学）で職を得た。しかし大学当局も夫妻も事件には言及せず、暗黙の棚上げに。このため戦後の教え子たちは冤罪の事実を知らず、ただ教え方と人柄に慕った。雇用契約もなんの不都合もなく更新を重ね、断絶などなかったかのように元に戻っている。



◇加えて1960年には長年の英語教育と国際平和・日米友好促進に貢献したとして国からも勲五等瑞宝章の授与。暗部棚上げのままながら、事実上の名誉回復がなされたといっている。

◇教師引退を控え、学内外から札幌永住に備えての募金が集まり、没後、これを基金に「レーン奨学金」（現「レーン記念賞」）が創設され、蔵書が「レーン文庫」（北大・北函書館内）となっている。

※典拠＝花伝社刊120～122、260～263ページほか。『総資料』28～29ページ。『時効』20ページ

# 悼めば 無念



ヘルマン・ハッカー先生と。宮澤弘幸（左）は、ハッカーのベズーヘンタークの常連で、言葉に込められた文化を学んだ。

大泊にて働く

陽に映ゆる タンネの林越えゆ  
けば 海空陸の抱き合える見ゆ  
アルバムに「大泊にて働く」の一  
ページを設け、詠み揃えた中の一  
首。北大生・宮澤弘幸の身と心の全  
部が詠み込まれていて楽しい。

大泊へは夏季労働実習でやって  
きた。学友10余名が集い、数日の  
寝食と汗を共にした。青春の発露、  
その一服の憩いが写真になった。

そして宮澤だけが特高の餌食に  
なる。同じ見聞、同じ体験を共にし  
た学友たちは、そのまま無罪の生  
き証人だったにもかかわらず。



宮澤弘幸が憧れてやまない年上の友人・マラーニは、  
写真家で登山家で探検家で、アイヌ民族に造詣深める人類  
学者で作家だった。追いつき追い越せ。遂には家族同然の  
居候を決め込み、国境なき自由人の日常茶飯に親しんだ。  
写真は、背広のマラーニと学生服の宮澤。

未知の集落に暮らしを訪ね、自転  
車を漕いで名所を見つけ、コタンの  
伝統に学び、冬には雪小屋を工夫し  
て人間の可能性を広げた。



暖炉が燃え、アルバムに見入るレーン一家、水入らずのひととき。長男は夭折したが、システアの忘れ形見を長女として娘たち6人は、みな澆刺。上4人は札幌の女学校を卒業後アメリカ本土に渡り、それぞれの道を開いている。末娘の双子は、二人まとめてドーケーちゃんと呼ばれ、地元で馴染んでいた。右上は、写真集『北海道大学 夢風景』(2018年刊)に載った晩年近いハロルドの穏やかな笑み。右は円山墓地に眠るレーン夫妻(左)と長男・ゴードン(右)



私の天体 月に帰ります  
そして争いのないメッセージを地球に贈ります

マライーニの在日墓。戦時強制収容所だった愛知県豊田市郊外の広済寺の墓域にある。上は墓石に刻まれたメッセージ。

宮澤弘幸は、東京・西新宿の常圓寺(日蓮宗)境内の墓地にある「宮澤家之墓」に葬られた(中央左の墓石)。

写真は、開戦・一斉検挙から80年の2021年12月8日に墓前へ集った有志。冤罪に立ち向かった生涯を追悼・顕彰し、戦争への道を必ず防ぐと誓い合った。



## 北大生・宮澤弘幸の名誉回復と顕彰

◇宮澤弘幸は戦後も無視されてきたが、2012年10月に、弘幸の実妹・秋間美江子が弘幸の北大時代の写真アルバムを寄贈してから少しずつ対応が変化。当時の三上隆・副学長が代表して本会との話し合いにも応じるようになり、求めに応じて学内に埋もれていた関係資料の調査にも着手した。

◇2014年4～5月には退学願から復学願に至る関係文書・資料10点を見つけ出し、本会へもコピーを提供。同年5月7日には、秋間美江子同席の話し合いの場で、本会に対し、以下の表明を行い、北大としての対応を明らかにした。

- ① 北海道大学宮澤記念賞の創設。
- ② レーン・宮澤受難は冤罪であり、歴史的な出来事を風化させないよう努める。
- ③ 北大創基150年の正史編纂では同趣旨の見解を織込む。
- ④ 北大総合博物館にレーン・宮澤事件を伝えるパネルを展示する。
- ⑤ 百年記念館にも宮澤弘幸に関する展示を行う。
- ⑥ 秋間寄贈のアルバムを常設展示するコーナーを設ける。

◇半面、本会が502人の協賛署名を添えて要請した「北大構内に顕彰記念碑を建立するための敷地提供」については頑なに拒否、近年は「風化させない取組み」も風化の気配を濃くしている。そんな中、2021年12月4日～22年1月30日には北海道大学総合博物館で「宮澤・レーン事件 80周年特別展」を催し、記録冊子を刊行している。大学文書館の編纂になり、収録資料の史料価値は高い。

### <被害者家族の苦しみと平安>

冤罪の被害は家族らにも及び、後ろ指、陰口がついてまわり、日々の生活を困難にする。母親・とくは、息子の検挙を知られないようにと「大日本婦人会」の活動などに尽くしたが、それでも「スパイの家族」「国賊の母」の陰口が耳を衝いた。

弟の晃は、出陣学徒壮行大会（1943年10月21日）で後輩学徒を代表して送辞を読むことになっていたが、直前、「スパイの弟」と知れて外された。

妹・美江子も、尾行がついてまわり、結婚話の破談も一度ならず。弘幸の事実上の婚約者だった高橋あや子も苦難の連続で、戦後も独身のまま生涯を終えた。

そんな逆境の中、戦後、妹・秋間美江子が語り部となって立つ。夫・浩の篤く強い励ましを支えに関係者、運動体へと共感を広げ、世に一石も二石も投じた。宮澤弘幸顕彰と表裏一体となって、被害者家族の平安にも奮闘尽くし、93歳で永眠した。

※典拠＝花伝社刊122～135、262～263ページほか。『総資料』86～87、99～105ページ、ほか。『時効』16、20ページ

## ⑭ 再審請求

再審請求には、法律上二つの不可欠要件がある。請求権者と請求理由で、刑事訴訟法での条文では以下になる。

- ① 刑事訴訟法第 439 条（再審請求権者）再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。
  - 1 検察官
  - 2 有罪の言渡を受けた者
  - 3 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
  - 4 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹
- ② 刑事訴訟法第 435 条（再審請求の理由）再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。
  - 1～5 省略
  - 6 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。
  - 7 省略

本件、宮澤弘幸の関係では、2020 年 10 月 25 日に実妹の秋間美江子が 93 歳で亡くなり、請求権者が不在となった。レーン夫妻の関係では 6 人の娘が確認されるが、いずれもアメリカ在住で消息定かでなく、直ちに連絡とれる状況にない。

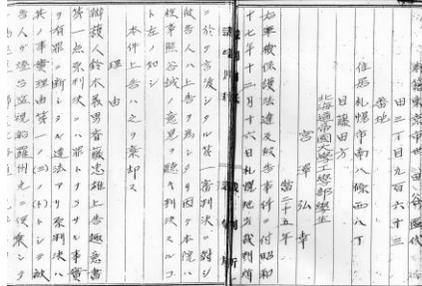
加えて困難なのは、「明らかな証拠をあらたに発見」の要件。本件のように、国家権力が意図して冤罪に落とし込み、敗戦によって国家破綻した折には一切の証拠破棄を図った、という場合、法の想定を超えている。法制上許されざる矛盾とっていい。

本会では、秋間美江子存命中に、会員の一人から「再審請求書」の素案を添付しての提起があり、弁護士の意見も交えて検討を重ねた。判決が示す「証拠」を逆手に齟齬を証明すれば再審への理由に繋がりはする。だが結論は、現行法のもとでは困難と判断し、運動によって真相を究め広げる本道を進めることにした。もとより機に依じての可能性は視野にあり、再審の在り方が課題となる。

※典拠＝『総資料』43～50 ページほか。

## ⑮ 人と文献

◇**福田力之助と「上告趣意書」(宮澤弘幸分)** = 元判事。治安維持法違反の「司法官赤化事件」(1933年)に連座、有罪で下獄し、判事資格を剥奪される。出所後、札幌の鈴木義男法律事務所で下働き。明文記録はないが、宮澤弁護を引き受けた鈴木事務所の実務を担い、事件を徹底調査の上、上告趣意書を書いた。事件の全貌と真相を衝く唯一で第一級の現存文献。



宮澤弘幸に対する大審院判決書冒頭部分。鈴木義男、齋藤忠雄弁護士名での上告理由が引用されている。

※詳細は本会「事務局たより」第22号。

◇**フォスコ・マラーニと『随筆日本』(原題オレ ジャポネジ・2009年松籟社刊)** = 国際学友会(東京)の日伊交換留学生として来日(1938年)、アイヌ民族研究を志望し北大医学部の無給助手となる。事件発生時には京都大学のイタリア語教師に転じていたが、宮澤弘幸の兄貴格として最も親しく、戦後、釈放された宮澤が唯一訪ねて旧交温めたのがマラーニ。宮澤弘幸の人となり、人間形成、そして事件の背景にある人模様が知れる。著作は他にも多々。※詳細は花伝社刊32、116~119ページ。『時効なし』17ページ。



◇**上田誠吉と上田三著作** = 自由法曹団の弁護士。1980年代のスパイ防止法(秘密保護法)阻止運動の中で『戦争と国家秘密法』(1986年イクオリティ刊)を刊行。この中で宮澤弘幸に係る冤罪を弾圧の具体例として取り上げたのが、本件戦後発掘の嚆矢となる。引き続き宮澤関連に特化した『ある北大生の受難』(1987年朝日新聞社刊)、



事件の人模様に軸にした『人間の絆を求めて』(1988年花伝社刊)を刊行し、この間の膨大な取材資料が、本件真相解明の基盤となった。全資料が北大大学文書館に収納され目録化されている。※詳細は『総資料』5ページ。花伝社刊264ページほか。

◇**藪下彰治朗**と「**スパイ防止ってなんだ**」(1986年10月・朝日新聞連載)＝朝日新聞記者。おそらく上田の『戦争と国家秘密法』を端緒にアメリカ在住の秋間美江子に辿り着き、1986年9月末に来日することを知り、待ち受けた。たまたま国際交流基金賞の授賞式で来日するマライーニに合わせた日程で、秋間美江子としては、兄の信頼した友人から兄の無念をしのぶ、そんな思いがあったのだろう。連載の第一回には、そんな両者の思いと情景が書き込まれている。連載は、全国の不特定多数の読者に宮澤弘幸に係る国家権力による冤罪を伝える第一報となった。※詳細は『総資料補遺』8～9ページ。花伝社刊129ページほか。



◇**秋間浩**と**上田弁護士**への**手紙**＝美江子の夫。当時はアメリカ商務省技官。結婚当初から宮澤弘幸と家族の無念を聞き知り、いずれは内に籠めるのではなく、人権と国家、社会の問題として広く正しく伝えなければと思っていたのだろう。妻・美江子の来日に同行したのを機に、いわば触媒となって各方面への働きかけを思いたち、まず上田弁護士に長い手紙を書き、これが『ある北大生の受難』となって実を結んだ。以来、事件の語り部となっていく美江子の最大の理解者として、運動拡大の推進力となっていく。※詳細は『総資料』6～10ページ。『総資料補遺』8～9ページ。



◇**山野井孝有**と「**冤罪家族の七十一年**」(2013年『宮澤・レーン事件』第四部)＝北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・発足時から代表。家族の私事から秋間夫妻との密度濃い交流が始まり、以来ぶれることなく冤罪家族の苦しみを共有する視点から運動に関わり、推進役を担っている。秋間美江子が宮澤弘幸・写真アルバムの北大寄贈を思い立ったとき、心に秘めた真意が北大による宮澤弘幸の名誉回復にあり、翻って国家による冤罪の糾弾にあると見抜き、その実現に精魂込めた。呼びかけに仲間が応じ、本会結成に至り、推されて代表になった。※詳細は『宮澤・レーン事件』66～90ページ。



## ◆判決原本

- ・『昭和十八年五月分四冊の四 刑事判決原本 大審院』＝上田誠吉弁護士が最高裁の膨大な収蔵の中から見つけ出した。通し番号・第二一六（宮澤弘幸）第二一七（ハロルド）第二一八（ポーリン）※原本複写が北大大学文書館に収蔵。
- ・『一審判決』＝渡邊勝平、丸山護の兩人分を札幌地裁から上田弁護士が請求手続きによって取得（原本複写）。原本ではないが、内務省による原本書写が内務省の部内冊子「外事月報」昭和十八年二月分に収録されているのを、荻野富士夫・小樽商科大学教授（当時）が発見。北大関係5人分が揃っている。「月報」の1938年8月分から44年9月分までの復刻合本（全11巻）が不二出版から刊行。※国会図書館収蔵。

## ◆当該時の原記録

- ・『外事警察概況』＝「外事月報」などを基に、年間の外事警察活動を編集・収録した内務省の部内冊子。12・8一斉検挙の概要、事後経過が当該年分に収録されている。復刻合本全8巻が龍溪書舎から刊行。※国会図書館収蔵。
- ・『根室海軍飛行場の見学許可文書』＝「米國海軍武官根室飛行場見学の件通知」。昭和9年8月4日付大湊要港部副官発根室町長ら宛の海軍公文書。文書番号「大要機密第二七一號の二」。※根室市の郷土史家・近藤敬幸が原本複写し、関係者に伝わる。
- ・『北大生・宮澤弘幸の学内記録』＝学籍簿、退学願、指令書、教授会記録、復学願、死亡届など計10点。※発見された全記録は北大大学文書館で収蔵。原本複写を本会所蔵。

## ◆北大刊行

- ・『北海道大学大学文書館年報』第5号（2010年刊）＝逸見勝亮・館長（当時）の論考「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考—北海道大学所蔵史料を中心に」を収録。「冤罪事件」と銘打っている。学籍簿、教授会記録、レーン夫妻との傭人契約、文部省との往復文書などを基にしている。
- ・『北海道大学大学文書館年報』第9号（2014年刊）＝井上高聡・館員（当時）の論考「研究ノート工学部学生宮澤弘幸の在学について」を収録。学内記録をもとに学内処置の真相に迫る。宮澤弘幸が『北海道帝國大學新聞』に寄稿した論考なども収録。
- ・『「宮澤・レーン事件」80周年特別展』＝同特別展の概要を記録した冊子。同展览展示の写真類の解説を含め、北大から見た事件の全体像に迫っている。大学文書館准教授・井上高聡の執筆。

## ◆当事者の手記など

- ・「**Prison Life in Japan**」(日本での監獄生活) = ポーリン・レーンの手記。
- ・「**LASELL LEAVES**」 WINTER 1945 = ポーリンが母校 Lasell College に招かれて講演した(1945年11月20日)ときの講演要旨。内容は「Prison Life in Japan」と重なっている。

<https://archive.org/details/lasellleaves7072lase/page/n89>

- ・**ベリー記者記事A**「Memory of Own Jap Horrors Fade For Bay State Twins As Gripsholm Brings Parents Given Up As Dead」By Katherine F. Berry (日本でのおぞましい記憶が薄らぐ 湾岸州の双子の姉妹 死んだと諦めていた両親がグリップスホルム号で帰国 キャサリン・F・ベリー)。双子の姉妹の証言などを基に構成されている。掲載紙不明。記事の切抜きのみが伝わっている。
- ・**ベリー記者記事B**「Their Ship Came In」By Katherine F. Berry = Aを圧縮した同内容の記事。掲載紙不明、切抜きのみ。
- ・「**バビロン女囚の記**」 = 牧師・内田ヒデの著作。『ホーリネス・バンドの軌跡 リバイバルとキリスト教弾圧』(1983年新教出版社刊)に収録された随想・記録。札幌大通拘置所でのポーリン・レーンの言動、交流が記録されている。

## ◆戦後の基幹刊行

- ・上田三著作(『戦争と国家秘密法一戦時下日本でなにが処罰されたか』イクオリティ刊『ある北大生の受難一国家秘密法の爪痕』朝日新聞刊『人間の絆を求めて一国家秘密法の周辺』花伝社刊)
- ・『引き裂かれた青春一戦争と国家秘密』本会編・花伝社刊
- ・「**研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点**」 = 防衛省・『防衛研究所紀要』第14巻第1号
- ・「**軍機保護法の運用を顧みて**」 = 伊達秋雄(当時・最高裁調査官)の論考で、月刊『ジュリスト』(有斐閣1954年6月号)に寄稿。
- ・『**北の特高警察**』 = 荻野富士夫著・新日本出版社刊。
- ・『**日米交換船**』 = 鶴見俊輔らの談・著 2006年新潮社刊。開戦下の外交官・抑留者らの相互交換の交渉・経緯が一次資料によって記録されている。鶴見はアメリカからの送還。レーン夫妻の送還経緯、冤罪の概略も収録。
- ・『**総資料総目録**』本会編・刊
- ・『**総資料総目録 補遺 2020年**』本会編・刊
- ・『**国家権力犯罪に時効はない**』本会編・刊

## 16 基幹年表

### ◆1921年(大正10)

8月20日 ハロルド・レーン、北大予科英語教師で着任

### ◆1922年(大11)

ハロルドとポーリン・システア結婚

### ◆1936年(昭和11)

2月26日 2.26事件



### ◆1937年(昭12)

4月 宮澤弘幸、北大予科工類に入学

7月7日 盧溝橋事件

8月13日 改定・軍機保護法公布。10月10日施行

9月 ポーリン、北大予科英語教師就任

12月 北大総長(学長)に今裕(医学部教授)

### ◆1938年(昭13)

4月1日 国家総動員法公布

5月 左翼的文化運動を理由に北大生10人が治安維持法で検挙。北大は無期停学1、停学7、譴責2の処分発令

12月15日 日伊交換留学生フォスコ・マライーニ、北大医学部無給助手で着任

### ◆1939年(昭14)

6月8日 心の会、発足

7月21日～9月下旬 宮澤弘幸ら、夏季労働実習で旧・樺太の海軍工場へ

9月1日 ドイツ、ポーランド侵攻

10月 宮澤弘幸、海軍の軍事思想普及講習会に参加

### ◆1940年(昭15)

4月 宮澤弘幸、北大工学部電気工学科に進学

5月 国策会社・南満州鉄道の公募論文に宮澤弘幸の「大陸一貫鉄道論」が入選

8月3～31日 宮澤弘幸、満鉄招聘満州調査団の一員として満州各地を視察

9月21日 マライーニが北11条の借家に移転、宮澤弘幸も居候で同居

10月 アメリカ大使館、在日アメリカ人に本国引揚げを勧告

11月 宮澤弘幸、『北大新聞』に3回にわたって「満州を巡って」を寄稿

### ◆1941年(昭16)

2月 アメリカ大使館、再度引揚げを勧告

4月 マライーニ、京都大学イタリア語科講師に転進。宮澤弘幸は北2条西24丁目茅野アパートに転居

5月2日 宮澤弘幸、陸軍戦車学校の機械化訓練講習会に参加

5月10日 国防保安法施行。改悪・治安維持法施行

6月 宮澤弘幸、海軍委託学生に合格し月45円の手当支給

7月2～16日 宮澤弘幸、灯台船「羅州丸」に便乗し千島列島・樺太海域を回遊。帰路、根室で下船し、列車で札幌に向かう。

9月 宮澤弘幸、遠縁の高橋マサを通じ、特高から狙われていると忠告を受ける。11月に再度、強く忠告される。忠告したのは高橋と親しい札幌警察署長

11月 アメリカ大使館、文書を以て在日ア

## アメリカ人個々に本国引揚げを指令



12月8日 太平洋戦争開戦。軍機保護法違反で全国一斉検挙。レーン夫妻、宮澤弘幸ら拘束。北大は拘束前に、レーン夫妻に授業停止・自宅待機を指示

12月18日 文部省、大臣官房秘書課長通牒を以て、敵国人教師の授業中止を要請（指示）

12月29日 北大、総長名で文部省へ外国人教師の身分措置について指示を要請。→1942年2月28日付で「3月末日で契約破棄せよ」と通知

1942年(昭17)

3月10日 石上茂子、嫌疑なしで釈放

3月21日 戦時刑事特別法施行(原則、施行後の訴訟手続から適用)

3月25日 宮澤弘幸、送局(送検)

3月31日 同日付でレーン夫妻の傭人契約を解約

4月1日 同日付で宮澤弘幸の退学願を許可

4月9日 レーン夫妻、宮澤弘幸、渡邊勝平、起訴

4月10日 丸山護 黒岩喜久雄、起訴

6月5日 日本海軍、ミッドウェー海戦で致命的惨敗

12月14日 ハロルド判決 懲役15年

16日 宮澤弘幸判決 懲役15年 丸山護 同2年

18日 渡邊勝平 同2年

21日 ポーリン 同12年

24日 黒岩喜久雄 同2年・執行猶予5年

◆1943年(昭18)

5月5日 ポーリン 上告棄却→道内刑務所収監(おそらく苗穂)

27日 宮澤弘幸 同棄却→網走刑務所収監

6月10日 ハロルド 同棄却→道内刑務所収監(おそらく苗穂)

9月8日 イタリア降伏。マラーニ、敵国人に。→強制収容所へ。

9月 レーン夫妻 アメリカ送還。キャサリン・バリー記者、レーン夫妻の帰還を前に、双子の姉妹から取材して記事化

10月21日 出陣学徒壮行大会。



◆1945年(昭20)

5月7日 ドイツ降伏

6月25日 宮澤弘幸、網走から仙台・宮城刑務所へ移監。

8月6日 広島原爆

8月9日 長崎原爆

8月15日 敗戦

10月4日 GHQ 政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書(指令)を発令。東久邇内閣総辞職。

9日 幣原内閣成立。

10日 宮澤弘幸ら一斉釈放

13日 軍機保護法、勅令を以て廃止

15日 治安維持法、勅令を以て廃止

12月8日 宮澤弘幸、北大へ復学願→同月21日付で許可

◆1946年(昭21)

1月 宮澤弘幸、マラーニを東京都心の仕事先に訪ねる。事件を家族以外に話し記録に残った最初で最後となる。

2月16日 マラーニ、家族と共にイタリアへ帰国

◆1947年(昭22)

1月1日 ポーリン、同日付母校ニューズレターに手記掲載

2月22日 宮澤弘幸、死去。腸結核。27歳。東京新宿・常圓寺に眠る

◆1951年(昭26)

4月17日 ハロルド・レーン、再招聘で北大着任。教養部英語担当

◆1963年(昭38)

8月7日 ハロルド・レーン死去 70歳

◆1966年(昭41)

7月16日 ポーリン・レーン死去 73歳

◆1985年(昭60)

6月6日 国家秘密法案(国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案)衆院上程

10月11日 日弁連、日本新聞協会、日本民間放送連盟が国家秘密法案に反対を表明

12月 国家秘密法案、審議未了で廃案

◆1986年(昭61)

2月5日 上田誠吉が『戦争と国家秘密法』を発刊、本件冤罪を例示。

10月12日 『朝日新聞』朝刊に「スパイ防  
止ってなんだ」連載(21日付まで計10  
回)。初回に本件冤罪を取上げる。この  
取材で初めて宮澤弘幸の実妹・秋間美  
江子が事件への思いを語っている(取  
材は藪下彰治朗)

◆1987年(昭62)

2月 自民党が「国家秘密法案」の再上程をはかる→反対運動によって上程に至らず

◆2012年(平成24)

10月24日 秋間美江子、北大を訪ね、宮澤弘幸の遺品である北大時代の写真アルバムを寄贈し、退学処分の撤回を申し入れる

12月26日 第2次安倍内閣発足。「秘密  
保全法」制定を画策の動き



◆2013年(平25)

1月29日 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会結成(札幌)

10月10日 秘密保護法阻止10・10シンポジウム—この道はいつか来た道—宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件の再来を許すな」東京)集会

13日 この道は、戦争への道—宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の再来を許すな—秘密保護法阻止10・13札幌集会

12月6日 特定秘密保護法、自民・公明の強行採決(参議院)によって可決、成立→2014年12月10日施行

8日 「もう一つの12月8日—札幌集会」。広める会声明「憲法破壊・日本を戦争する国に変える秘密保護法の強行採決に厳重に抗議する」

◆2014年(平26)

2月22日 「宮澤弘幸追悼・顕彰のつど

- いー悪夢再来の秘密保護法を許さない」  
(東京-常圓寺)
- 4月6日「秘密法に反対する全国ネットワーク」第1回全国交流集会(名古屋)
- 5月7日 北大、「宮澤・レーン事件」を冤罪と明言し、「風化させない」と表明。不十分ながら従来は無視対応からは転換
- 5月8日 「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民の集い」(札幌) 秋間美江子が訴える
- 9月30日 真相を広める会、山口佳三・北大総長に『心の会の碑』(仮称) 建立について』502人の賛同署名を提出して全面的協力を申し入れる
- ◆2015年(平27)
- 2月22日 『『戦争への道』許さず秘密保護法廃止を！ 宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい』
- 12月6日「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(札幌)
- ◆2016年(平28)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参◇「宮澤・レーン事件を忘れないー北大OBOGのつどい」(新宿)
- 8月6日 本会運用方針を決定①幹事会は解散②事務局は存続③会則の目的達成のために必要な行動を継続——以後「事務局たより」で活動経過を報告
- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参
- 12月10日 「宮澤・レーン事件を忘れないー太平洋戦争開戦75周年に集う北大OBOGの会」(四谷・主婦会館)
- ◆2017年(平29)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参◇「宮澤・レーン事件を忘れないー強権国家づくりノー！宮澤先輩の命日につどう北大OBのつどい」(常圓寺)
- 8月「秘密保護法・戦争法・共謀罪法ー即

- 時廃止せよ！」A5判リーフレットを千代田区労働組合と共同で作成し配布
- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参  
◆2018年(平30)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参◇北大OBOGの集い(常圓寺)
- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参  
◆2019年(平31、令1)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参◇「宮澤・レーン事件を考える集いー主催・北大戦後世代をつなぐ卒業生の会」(常圓寺)
- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参  
◆2020年(令2)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参
- 10月25日 秋間美江子死去。本会追悼号外発行
- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参  
◆2021年(令3)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参
- 12月4日~2022年1月30日『「宮澤・レーン事件」80周年特別展ー事件をめぐる出会いと絆をたどる』=主催・北海道大学総合博物館・北海道大学大学文書館



- 12月8日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参  
◆2022年(令4)
- 2月22日 宮澤弘幸追悼・顕彰墓参◇『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件箇条書き総覧版』発行

## ⑪ “戦争への道”を許してはならない

「たとえば戦時中や戦争へ向かうとき、権力はその本性を現し、国策（戦争）に反対する市民に対して牙を剥く。圧倒的な組織力と金、強制権限を用い、合法的に市民を牢に閉じ込め、合法的に市民を殺す。そうした権力の暴走の一手段が情報に対する統制である」

（藤森研・専修大学教授＝当時＝が『引き裂かれた青春』に寄せた序文から）

### <治安維持法から敗戦まで>

1925年 治安維持法制定  
 1928年 治安維持法改悪  
 1931年 満州事変惹起  
 1933年 国際連盟脱退  
 1937年 軍機保護法抜本改悪  
 同年 日中戦争突入  
 1938年 国家総動員法制定  
 1940年 日独伊三国同盟締結  
 1941年 国防保安法制定  
 同年 太平洋戦争開戦  
 1942年 戦時刑事特別法制定  
 1945年 敗戦

### <安倍・菅政権の“戦争への道”>

2013.11.27 国家安全保障会議設置  
 2013.12.6 特定秘密保護法成立  
 2014.4.1 防衛装備移転三原則閣議決定  
 2014.5.1 内閣人事局設置。官僚人事専横化  
 2014.7.1 集団的自衛権行使閣議決定  
 2015.9.19 安保法制＝戦争法成立  
 2016.5.24 刑事司法改革関連法成立  
 2017.4.25 沖縄辺野古米軍基地工事強行  
 2017.6.15 共謀罪法成立  
 2018.10.1 横田米軍基地オスプレイ配備強行  
 2021.5.12 デジタル関連6法成立  
 2021.6.16 土地利用規制法成立



## ファシズムの初期兆候 14 項目

- ①力強く絶え間のない国家主義の宣伝
- ②人権の軽視・蔑視
- ③国民統合のための敵づくり
- ④軍隊の最優先
- ⑤女性差別のまん延
- ⑥マスコミの統制
- ⑦安全保障強化への異常な執着
- ⑧宗教と政治の結託
- ⑨大企業の保護
- ⑩労働組合の弾圧と排除
- ⑪知識層と学問に対する蔑視
- ⑫警察による取り締まりと懲罰の強化
- ⑬身びいきと汚職のまん延
- ⑭詐欺的な選挙



ホロコースト記念博物館の展示  
(同館ホームページから)

※アメリカ・ワシントンのホロコースト記念博物館に掲示されている。政治学者・ローレンス・ブリットが 2003 年に書いた文書がベースで、翻訳者によって表現に違いがあるが趣旨は違えていない。ヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）らファシストと呼ばれた政治権力者の政治を分析し、共通項をまとめたとされる。

アメリカ合衆国ホロコースト記念博物館ホームページ

[United States Holocaust Memorial Museum \(ushmm.org\)](https://www.ushmm.org)



## ◆特定秘密保護法 2014年12月10日施行

<適用対象> ①防衛 ②外交 ③特定有害活動（スパイ防止など）④テロ行為

<秘密事項の指定> 所管大臣。5年ごとに見直し、通算30年有効（一部は60年）。

<秘密漏洩の罰> 最長懲役10年

<問題点> ①知る権利の侵害 ②第三者機関によるチェックがない ③民間人も厳罰の対象 ④秘密の範囲があいまい ⑤適性評価はプライバシー侵害

同法施行から7年。政府は、約束した法律の前提を完全無視した運用を強行し、憲法違反、「知る権利」侵害、権力の乱用、国会無視等々、当初の危惧に加え、アメリカ言いなりの弊が続々と明らかになっている。これは軍国政権が軍機保護法の付帯決議・議会答弁を完全無視し反故にした歴史の轍をそのまま踏んでいる背信だ。

<情報監視は機能せず> 施行にあたり、内閣府に「独立公文書管理監」「情報保全監視委員会」、衆参両院に「情報監視審査会」が置かれた。しかし政府は全ての運用実態の公表を意図的に回避している。「秘密指定書類は会計検査院に提供せず」（2015年）、「特定秘密の運用をチェック出来る情報を提供せず」（2016 衆参審査会報告）。さらに秘密保護法制定以前の2006年から、警察庁は令状なしのGPS捜査を秘密裏に通達し実行していた（2017年）。そして森友学園への国有地売却経過を全て破棄した財務省。「秘密」がわがもの顔でまかり通っている。

<米国がデザインした秘密保護法> 「秘密保護法は、実はアメリカがデザインしたものです」とのエドワード・スノーデンの証言（小笠原みどり著『スノーデン、監視社会の恐怖を語る』毎日新聞出版）がある。対米従属から脱却しようとしなない歴代政権は、アメリカの世界的な監視網にからめとられていることに抗議一つしようとしていない。この現実を直視し共有することが緊急に大事になる。

国民弾圧・戦争への凶器

~~秘密保護法  
戦争法  
共謀罪法~~

即刻廃止せよ!

千代田区労働組合協議会  
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

## ◆安全保障関連法＝戦争法 2016年3月29日施行

【平和安全法制整備法】◇既存法の当該部分改定

①自衛隊法 ②国際平和協力法(PK0) ③重要影響事態安全確保法 ④船舶検査活動法 ⑤事態対処法 ⑥米軍等行動関連措置法 ⑦特定公共施設利用法 ⑧海上輸送規制法 ⑨捕虜取扱い法 ⑩国家安全保障会議設置法

【国際平和支援法】◇新設法

### <安全保障関連法＝戦争法の問題点>

歴代政権が封じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の安保政策を改悪へ大きく転換した法制。自衛権行使の要件を「存立危機事態」に。重要影響事態安全確保法によって自衛隊活動の地理的制約を撤廃。適用要件を「重要影響事態」なる概念に変え、米軍以外の他国軍の支援も可能に。自衛隊法および事態対処法（武力攻撃事態等）など10本の法改正（改悪）を一括した「平和安全法制整備法」と他国軍への後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法」の2本立てで構成。国連平和維持活動（PK0）派遣中の「駆け付け警護」を解禁。平時から米艦船防護可能にした。

「安全保障関連法＝戦争法」は、「日米同盟」の名のもとで自衛隊海外派遣の定着を図るだけでなく、「日本列島をアメリカの軍事占領のままに差し出す」ことが真の目的であることをあからさまにしている。

憲法9条を踏みにじる戦争法が強行されてから2年。その発動である南スーダンへの自衛隊員の駆けつけ警護に対しては、大きな批判が高まったが、その裏で、アメリカへの従属極まる売国・亡国の事態が進行している。

<辺野古・高江・オスプレイ> 翁長知事を先頭に沖縄県民が頑強に反対している辺野古・高江の米軍基地建設に対して、一度としてアメリカに1996年のSACO合意なるものを見直しを要求したことがあるだろうか。日本全土をオスプレイ基地化する米軍のgori押しに抵抗することなく服している。

<日米合同委員会一閥の取り決めが支配> 『日米合同委員会の研究』（吉田敏浩著・創元社刊）は、アメリカ軍人が米軍優位の地位協定をもとに全土基地化を要求し、日本側がそれに唯々諾々と従っている現状を暴露している。

<憲法9条で戦争法粉碎！> 安倍政権以来の暴走を阻止できるのは、憲法9条である。アメリカへの従属を断ち切り、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、今こそ真の独立・平和への道を進む、その認識の共有が大事。

## ◆共謀罪法 2017年7月1日施行

### <改悪組織犯罪処罰法（共謀罪法）>

①適用対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団 ②対象となる犯罪は277項目 ③現場の下見などの準備行為も構成要件 ④実行前に自首した場合は刑を減免する誘導 ⑤組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

### <問題点>

①近代刑法の原則である行為原理に違反 ②テロ対策のために必要な実効的措置は既存法令に織込まれており加重 ③国連越境組織犯罪防止条約のためは不必要 ④一般人を対象にすり替える危険 ⑤人間の内心を処罰する危険。

特定秘密保護法（2013.12）、防衛装備移転（武器輸出）三原則閣議決定（2014.4）、集团的自衛権行使閣議決定（2014.7）、戦争法（2015.9）、盗聴法・刑訴法改悪（2016.5）、南スーダン派遣自衛隊員に駆けつけ警護任務付与閣議決定（2016.11）、そして共謀罪法（2017.6）である。この流れを的確に読み取ることが肝要。

<“ウソ”を前提にした共謀罪法> これほど法制原理を無視した法律制定があるだろうか。オリンピックのためのテロ対策、国連越境組織犯罪防止条約批准のためという理由はすべて隠蓑だった。その証拠に、「計画は役割など具体的合意が必要→詳細決定は必要ない」「組織的犯罪集団に限定→限定されない」等々、答弁がくるくると変わってきた。

277項目とされる共謀罪対象犯罪は、何を犯したら犯罪になり、テロ対策になるのが全く不明。戦後、GHQ指令とはいえ、勅令によって廃止された治安維持法を「適法に制定された」と強弁する政府、批判を「こんな人たち」と罵倒する首相の下、再び「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が繰り返される恐れが増大している。



<憲法・国際人権法・国会法に違反> プライバシー権侵害、日本の刑法体系変容は憲法違反。委員会審議一方的打ち切りは国会法違反。そして国連人権理事会特別報告者は「民主的社会では認められない」と警告している。

## ◆土地利用規制法 施行は2022年秋？

### <対象を無限にする仮面法>

土地規制法の正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」。法律で「等」あるいは「其の他」が付くと危険信号で、一見、規定対象に限定あるいは歯止めがついているとみせ、実は等、其の他によって無限に広げる狙いを潜めている。

### <国民を弾圧する治安立法>

#### ① 「立法事実」が存在しない

法律を制定するには、その必要性・正当性の根拠となる事実（立法事実）がなければならない。だが、この法律の制定過程ではそれが存在しなかった。当初、外国資本が基地周辺の土地を取得しているとしていたが、その事実はないと判明している。

#### ② あいまい・不明確な概念を故意に使用

法律名に「等」が3つもあるように、用語を極めてあいまいにしている。しかも法律施行の根幹部分を政令に委ね、国会審議を経ずに決められる規定になっている。

#### ③ 人権・財産侵害の温床

規制の対象となる注視区域、特別注視区域の指定を政府権限で出来る規定になっており、土地建物の所有と居住権を制限し、収奪さえ可能になり、憲法で保障された財産権（29条）、居住・移転の自由（22条）に反する。さらに刑事罰を織込んで情報提供を求める規定は、運用次第で個人の尊重やプライバシーの権利（13条）、思想・良心の自由（19条）、表現の自由（21条）の侵害にかかわってくる。



## ＜土地規制法による弾圧の最前線は沖縄だ＞

「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、4番目の法律として今回の土地規制法案があり、4法が成立することによって、『戦争法』シリーズが完結するのかも知れない」（半田滋＝2021年4月10日・週刊金曜日）

\*

「先の安倍内閣時の特定秘密保護法、共謀罪法はその（法の文言を不明確なものにしておくことで人々の自発的行動を委縮させ、封じ込めること、そして権力の、政府の中でも特に首相への集中）典型であり、菅内閣発足時の学術会議会員任命拒否もそれに加わる」（小林武＝2021年9月30日・琉球新報）

\*

「沖縄は国境離島で国土面積の0.6%を占めるに過ぎないのに在日米軍基地の70.6%があり、2013年の「防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々では次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違いなく沖縄である」（桜井国俊＝2021年10月20日・沖縄タイムス）

\*

この項の冒頭で紹介の藤森研は、同じ序文の締めくくりで次のように指摘し、提起している。

「暴走気味の安倍晋三氏は、国会では多数派でも国民全体の中では少数派なのだ。多くの人々が腰を据えて平和と民主主義を大切にすれば、状況はまた変わっていくに違いない」

これは、2021年10月の総選挙を経た岸田政権下でも全く変わらない。戦争を体験した世代が年々少なくなっていく中、なお現存する高齢層の責務も重要であり、奮起が望まれる。



※典拠＝『時効なし』39～46ページ、ほか。

1

# 土地規制法 ってなに? なにがこわいの?

カンタンにいうと  
総理大臣が  
「国防のため」と判断したら  
個人情報や調査し、提出させ  
国民の基本的な人権を奪う権限を  
一手に握る!

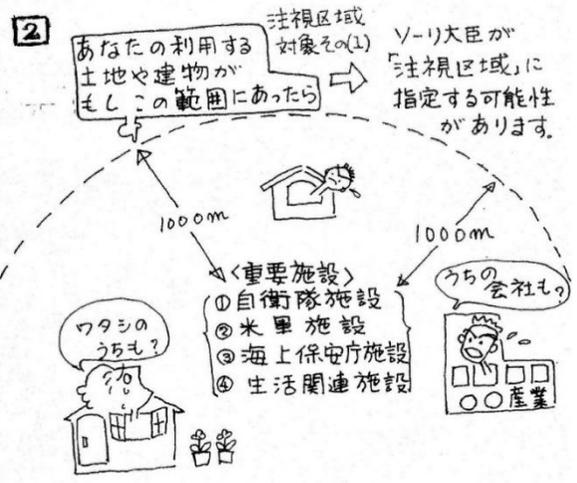
まさかやー!と思うような法律です。

これは  
戦争準備法  
です!

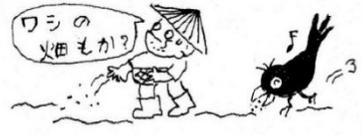


作: 土地規制法の廃止を求める  
沖縄県民有志の会  
法律監修: 弁護士 仲松正人

2



在日米軍基地の7割以上が集中する沖縄では②の米軍施設 周辺だけでも広大な範囲が対象になります。



3

④の「生活関連施設」ってなに?



注視区域 対象  
その(2) 「国境離島」の区域



4 指定されるとどうなるの?

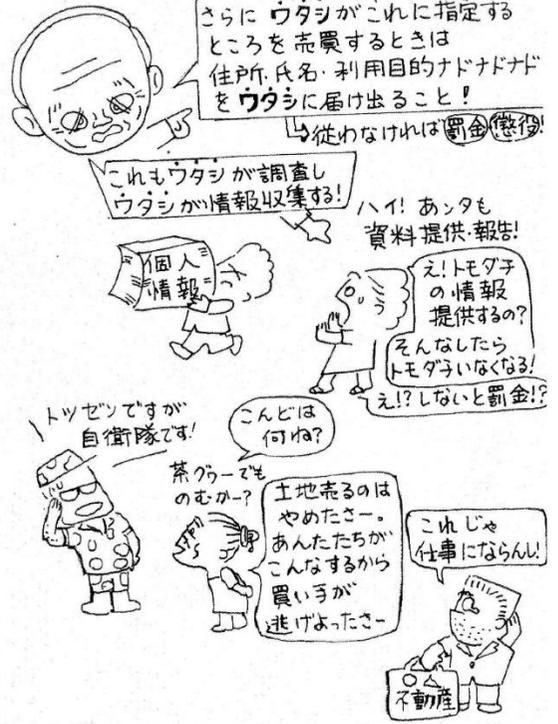


5 ウタシが「なにも必要だ」と思えば  
利用者や関係者にも報告させ資料提供させる!



6

〈特別注視区域〉



7 さらに



8



私たちは この法律の 即時廃止を求めます!

# 「土地利用規制法」は国民弾圧の仮面法

本稿は、本会事務局の福島清が「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」編刊の『治安維持法と現代』誌の求めに応じて寄稿した論考だが、本会目的（規約第2条）に基づいた喫緊の課題に対する本会の考え方を具現する内容であるので、この項の締めくくりとして再録する。（原典は同誌 2021 年秋季号 = No. 42 に掲載）

## 「土地利用規制法」の仮面を剥げ

「土地利用規制法」の正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」といい、一見、国民の日常生活とは縁遠い特殊な法律を装っている。

これは治安権力の常套手段で、枝や葉をいっぱい付けて幹を見えにくくし、本性を隠している。同法第1条「目的」を読むと、それが一層明らかで、

「この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする」とある。

なんのこともやら分からない。どれが主語で、どれが述語かすら読み取りにくくしてある。そこで枝葉の羅列を省くと、

「重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする」となる。

「重要施設」とは何か。第2条を読むと、ようやく実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上保安庁の施設、生活関連施設——だ。

これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすいしたい、と読める。

条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、となる。

そのうえ、米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切切を「基本方針」なる用語に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同4条）。

国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。

末尾の14条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

本稿では紙幅に余裕がないので端折るが、法官僚の織り込んだ枝葉羅列を剥ぎ、規制対象ぼかし（抽象化）を露わにする視点で読み解けば、仮面法の正体（本性）も明確に見えてくる。

法は条文と同時に運用が大事であり、条文の逐条解明によって本性を曝し、拡大適用はもとより運用そのものを許さない大衆基盤の確立が肝要となる。

## 「軍機保護法」も仮面法だった

軍機保護法の起源は、1871年（明治4）の「海陸軍刑律」に遡る。これが天皇の軍隊として増長していく中で枝葉を増やし、本性を露わにしていくのだが、当初は適用を軍人・軍属に限り、かつ戦時における適用と限定されていた。

1899（明治32）年公布の「軍機保護法」において、初めて軍機法として総合化され、戦時平時の枠も軍人軍属の枠も外されるが、それでも全8カ条の規制原則を並べたものだった。

だが、軍、および治安権力は日清・日露戦争以来の軍事国家体質を強める中で「軍機保護法」の拡大・強権化を念願とし、1937年の大改定に至る。内容も条文も全く原形を止めない改定で、当事者間でも新法といていたほどであり、以後、「軍機保護法」といえば、この改定法を指すようになる。もとより内容は改悪だ。

改悪の柱は、①軍事機密の決定権者を陸海軍大臣と明示し、②刑罰を死刑にまで広げて各罪ごとの適用範囲を示し、③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にまで広げ、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若は外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた——等である。

ただ、この時の議会審議で、後世からも注目されるのは改悪の①に絡む「刑罰を以って保護されるべき秘密とは何か」の議論だ。論点は「軍事機密」の定義で、その決定権を軍の専権に委ねてしまうことへの可否である。当時の時勢の中で、議会側は国家を危うくするスパイ防止の趣旨目的には賛成しながらも、もう一面で、犯意なく、あるいは「軍事上の秘密」とは意識せずに知ってしまう国民をいかに罰条（冤罪）から除くかに懸命の追及を重ねた。

中でも、帝国議会貴族院の学識議員である織田萬議員による「憲法の精神から、委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」との指摘は核心を衝いて痛切だ。

これには軍当局も原則理解を示さざるを得ず、貴族院、衆議院の審議を通し、臣民を冤

罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用すると繰り返し約束した。

こうした論議を踏まえ、「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議となって結実し、この決議に合意することによって全会一致による原案可決となった。

海軍大臣・米内光政は「(陸軍、司法、海軍の)三大臣を代表致しまして私から申し上げます。法の運用に当たりましては、只今の付帯決議の御趣旨を尊重致しまして。慎重考慮致しまして誤のないようにやりたいと存じます」と議場誓約した。

日中戦争が泥沼化していた時代の帝国議会でも、これだけの議論がなされていた。

だがまた半面では、この軍機保護法によって引き起こされた「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」では、帝国議会審議での政府説明、付帯決議は、完全に踏みにじられている。国家権力による冤罪から今年 80 年。これもまた歴史の痛烈な教訓として記憶しなければならない。

軍機保護法も典型的な仮面法だったのだ。戦争推進国家の、当時の世情において、天皇の軍隊の軍事機密が敵国に漏れることがあってはならないという、否定しがたい看板を表に立て、枝葉と抽象化でまぶした条文によって、一切の権限を戦争推進権力に吸い上げ、問答無用の適用・執行を可能にする法の本性を見えなくしていた。機密漏洩云々にも増して、戦争推進のための国民弾圧の法となし、冤罪さえ平然と起こしたのである。

戦争と国民弾圧は必ず同時に引き起こされる。逆に言えば、国民弾圧法制を強行成立させた先には、戦争が待ち構えている。現に菅政権成立後初の4月の日米首脳会談では、共同声明に「台湾有事」が明記され、沖縄の軍事基地化は急ピッチだ。

こうした歴史と現状に照らしてみる時、「土地利用規制法」の存続は極めて危険なのである。



# 花伝社刊『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』索引

## <宮澤弘幸の言動にかかる事項>

生まれと育ち 70  
 網走の冬 107 108 123  
 生命への意欲 16 119  
 戦車を習ふ 74  
 大陸一貫鉄道論 73  
 南京虐殺 73 141  
 マライーニと再会 116~118 140  
 北方民族と 190  
 信義と愛と 20 40  
 死亡診断書 119

## <被害者と家族（宮澤弘幸は頻出につき除）>

レーン（ハロルド） 10 23~25 31 33 35  
 38 39 41 45 46 52 53 55 56 57  
 60 75 76 78 93 97 110 112 120  
 121 122 152 168 191 199 200  
 204 233~234 237 238 239 240  
 241 242 243 245 246 248 249 251  
 ~252 253 255 257 258  
 レーン（ポーリン） 10 23 32 33 38 41  
 52 55 56 76~78 91 92 97 109  
 110 114 120 121 122 152 168 181  
 182 204 213 217 218 234 237 238  
 239 240 242 243 245 248 249 255  
 257  
 ポーリン・ローランド・システア・レーン 76  
 レーン（ゴードン） 152  
 レーン夫妻 11 16 17 20 21 24 25 29  
 30 31 32 34 36 38 40 41 48 50  
 52 53 57 58 71 75 77 78 79 80  
 82 85 86 87 91 92 93 94 95 97  
 109 110 111 112 113 114 120 137  
 138 140 141 145 148 151 154 168  
 169 191 208 213 218 219 221 223  
 233 235 239 240 241 243 245 246  
 247 248 249 252  
 渡邊勝平 11 29 32 41 42 43 44 52  
 56 57 90 91 92 213 216~218  
 219 220 234 235 238 239 244 245  
 246 247 248 250 251 252 253 259  
 丸山護 11 29 32 41 42 44 52 56  
 57 90 91 148 216 217 218 220~  
 221 234 235 238 239 247 248 259  
 黒岩喜久雄 11 22 29 33 41 43 44 50  
 52 56 85 90 92~94 95 185 221 ~

223 234 235 238 239 249 250 251  
 253  
 石上茂子（シゲ） 11 29 41 90 93 95  
 96 148 223  
 大槻ユキ 11 96  
 ダニエル・ブルック・マッキンノン 11 96  
 112 113  
 イーチェンヌ・ラポルド 11 96 97 148  
 内田ヒデ 77 78  
 冤罪の被害者 10 11  
 ジョージ・ミラー・ローランド 76  
 バージニア 35  
 アール・マイナー 35  
 マジオリ・レーン（→マジョリー） 39 40  
 ヘンリー（ハロルドの父） 76 113 152  
 ヘレン・グッドリッジ 76  
 ウイリアム・モリス・システア 76  
 ドロシー 95 113  
 キャサリン 95 113  
 宮澤雄也 69 70 78 118 119 123 126  
 宮澤 晃 69 70 118 119 123 125 131  
 宮澤とく 69 70 105 115 120(両親)  
 122~126 127 128 133 136 140 141  
 昭子 125  
 秋間美江子（宮澤美江子） 15~16 19 20  
 47 69 70 103 115 120 123~131  
 135 139 161 260~263  
 秋間 浩 70 124 127~129 130 140  
 161  
 渡邊ジュン 213  
 渡邊孝彦 213  
 徳田鐵三 213

## <その他の人物（50音順）>

安倍晋三 7 8 155 156 160  
 石戸谷滋 119  
 石原莞爾 73  
 一宮房治郎 203  
 逸見勝亮 260  
 伊藤宗一郎 128  
 犬養 毅 78  
 井上高聡 88  
 今村美代子 114  
 今村勝弘 114  
 五十嵐 124 125  
 岩倉具視 99

上田誠吉 6 9 22 26 44 48 60 79 90  
92 94 102 112 129 135 136 140 161  
190 231 259 260 262  
内村鑑三 97 100 101  
宇都宮勤 90 91  
宇都宮仙太郎 91  
植村直巳 130  
エマーソン 99  
遠藤 毅 192  
H・B・ストウ 99  
大内兵衛 150  
大條正義 34 35 37 75  
大山文雄 189  
太黒マチルド 33 34 38 97  
大谷尊由 226  
尾崎秀実 58  
荻野富士夫 20 23 31 149 150  
小澤保知 75  
織田 萬 62  
小淵恵三 130  
加藤久米四郎 62 203  
加藤弘幸 98  
刈谷純一 33  
菊地武直夫 221  
岸 信介 156  
W・S・クラーク 69 79 98 99 100 101  
黒田清隆 100 101  
黒田しづ 136  
黒田彦三 136  
郷路征記 37  
児玉作左衛門 32  
小寺アキ 103  
小林少佐 192  
近藤敬幸 28  
近衛文麿 227  
今 裕 80  
齋藤隆夫 153  
齋藤忠雄 48  
笹沼孝蔵 94  
佐瀬介治 91  
佐藤恭介 264  
佐藤賢了 150  
佐藤藤佐 62 177  
サラ・クララ・スミス 255  
志賀直哉 105  
シュミット 24 254  
杉野目晴定 121  
杉山 元 64 143 226 229 252  
鈴木限三 97  
菅原二郎 44

瀬古利彦 155  
高橋勝好 44  
高橋マサ 18 36 40 52 133 134 151  
高橋あや子 18 20 21 40 75 102 103  
132~135  
高橋照子 103 135  
ダーヒンニュニ・ゲンダーヌ(北川源太郎) 190  
瀧澤義郎 17 32 34  
武田弘道 34 77  
伊達秋雄 142 143 147 150 154  
鶴見和子 111  
鶴見俊輔 84 111 112  
ディクソン・エドワード 24 45 250  
トーマス・マッキー 24 45 250 253 255  
東條英機 40 131 156  
頭山 満 73  
富森虔児 96  
南原 繁 101  
西本武志 156  
新田孝彦 261  
新渡戸稲造 73 97 100 101 102 103 104  
ヴァイツェッカー 156  
ハウス・クネヒト 98  
林 92  
林委員長 228  
ヒトラー 155  
平賀 150  
平松 勉 103  
日高巳雄 229  
ピリー・クレンプ 31  
藤原 正 71  
フランコ・ド・ヴァーケリッチ 58  
ペープ 23 45 237 250  
ヘレフォード 24 254 255  
ヘルマン・ヘッカー 17 31 32 34 35 36  
38 80 97  
Fred F Rogers 201  
H・H・Smith Hutton 201  
ヘンリー・マックリアン 24 45 250 251  
252 255  
ヴォルスガング・クロル 34  
マクローリー 255  
マッカーサー 131 138  
マックス・クラウゼン 58  
松本重美 44  
松本照男 21 34 75  
マライニー(フォスコ) 31 32 33 34 38  
60 71 73 76 109 116~119 136~  
141 155 190  
マライニー(トパーチャ→トパーツィア) 32

34 118  
    (トニ) 118  
    (ダーチャ) 118  
    (ユキ) 118  
松阪広政 228  
松本松太郎 195 196 197 198 237  
三上 隆 263  
宮城与徳 58  
水戸黄門 226  
湊 晶子 101  
宮崎悟一 44 112 113 231  
宮部金吾 97  
ムッソリーニ 137  
村上国治 106  
村田豊雄 18 72  
メリー・エリキントン 101  
森 有禮 98  
モンク(アリス・モード・モンク) 24 254 255  
安井英二 151  
矢内原忠雄 97  
柳川平助 73  
山口佳三 262  
藪下彰治朗(→藪下彰治朗) 129  
山浦隆次郎 36 40  
山野井泰史 130  
山野井妙子 130  
山野井孝有 130 261  
山本玉樹 262 264  
結城 125  
山下泰裕 155  
吉田健一 35  
米内光政 64  
ラルフ・エル・カァ 125 126  
リチャードソン 23 45  
リヒアルト・ゾルゲ 58  
リンドバーグ 28 199  
リンカーン 98 99 102  
レーク 254  
  
＜憲法・法令・指令・規則・規定等(50音順 俗称・略称も含む)＞  
海軍省令第28号 172 173  
旧刑事訴訟法 42 46 58  
軍機保護法 5 6 15 45 49 50 51 52  
    56 57 58 60~68 88 89 94 112 115  
    120 142~145 146 147 149~150  
    154 160 163 (以上第1部のみ)  
同法第1条 57 65 172  
    第2条 66  
    第4条 57 59 67 235

第5条 56 57 59 67 149 236  
軍機保護法施行規則(海軍) 56 144 150  
    203  
同規則第1条 56 172  
    第1項第7号(第7号規定) 173 203 205  
    211 222  
付帯決議(軍機保護法・帝国議会付帯決議) 7  
    63~64 65 163 193  
軍需工業動員法 150  
軍用資源秘密保護法 120 150 180  
刑事訴訟法第453条 46  
刑法総則第38条(刑罰法規の不遑及) 62 63  
    65 207  
憲法 155 160 162 163  
    憲法第9条 154 160  
    憲法第39条 173  
    憲法第99条 160  
言論・出版・集会・結社等臨時取締令 153  
国防保安法 56 58 120 145 146 153  
    180  
国家安全保障会議設置法 155  
国家総動員法 79 81 150  
国家秘密法 5 161  
国家秘密法案 7 128 129 161 162  
自衛隊法 161  
収容者食糧給与規定 108  
重要産業統制法 142  
情報統制法 5  
スパイ防止法 161  
政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書(GHQ指令) 20 115 119  
戦時刑事特別法 42 43 44 48 49 53 54  
    55 153 186 230  
    同法第21条 49  
    第22条 44  
    第26条 42 55  
    第27条 53 55  
    第29条 54 55 230  
戦時特別措置 16 38  
戦時非常立法 150  
治安維持法 19 79 115 145 146  
勅令 64 68  
帝国議会答弁 62 189 203 217 225  
    228  
統制法規 7  
特定秘密保護法(秘密保護法) 7 8 130 155  
    160 162 163 164  
特別刑事手続 153  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法  
    154

陸軍刑法 56  
陸軍省令 56  
陸軍施行規則第1条第1項 56 211 217

<法務・司法にかかる用語等>

網走刑務所 47 **106~108** 122 123 127  
一審判決 6 22 **23 25** (宮澤) 31 **41~42** 45 52 55 59 65 90 94 110 192 196 198 212 **213** (渡邊) **218** (丸山) 220 **221** (黒岩) **233** (ハロルド) 235 **237** (ポーリン) **239** (宮澤) 252 259  
一斉検挙 **15 16~22** 28 39 40 43 52 **58** 95 **96** 111 112 115 129 133 **145~148** 151 153 (以上、第1部のみ)  
開戦時検挙者の刑事処分 58  
蟹刑 47 185  
強制収容所 125 **137~138** 141  
軍事上の秘密(機密) 7 23 24 42 46 51 54 59 61 **62~63** 64 **65** 66 67 94 154 (以上、第1部のみ)  
軍事上の秘密とは 256  
検挙 5 15 16 17 18 20 21 22 26 38 41 43 45 **58** 79 81 84 85 91 93 95 96 113 117 122 126 129 136 144 145 147 148 150 153(以上、第1部のみ)  
拷問 19 46 47 51 93 105 110 120 148 186  
札幌大通拘置所 77 78 **93** 109  
事件の外形 **22** 23 71 72 73  
事件の発端 15  
質問詮索 234 235 236 238  
自白調書 44 **48** 50 52 185 186 207  
上告趣意書 6 26 36 44 **45~46 50~51** 54 57 59 60 **109** 110 152 183 185 189 191 **195 196** 198 199 **202 203** 205 **210~211** 213 **238** 243 252  
上告審判決 6  
大審院 22 36 53 55 59 66 106 110 186 198 205  
大審院判決 26 **53** 55 60 65 **66** 85 106 **172 182 186 205~207 211** 259  
第四舎九房 106  
探知 23 24 25 31 45 46 49 51 54 59 62 63 **66** 67 (以上、第1部のみ)  
探知とは 241 256  
探知罪 49 63 (以上、第1部のみ)  
特高(特別高等警察) 5 15 17 18 19 **20** 23 25 35 36 37 38 40 41 42 51 67 71 79 93 94 105 111 115 120

126 133 137 138 145 146 149 150  
151 153 (以上、第1部のみ)

宮城刑務所 115 134  
要視察外国人 152  
予審 **49** 50 51 52 58 106 109 259  
予審判事 49 58  
予防拘禁 146  
漏泄 24 25 26 31 45 46 49 54 59 66 67 (以上、第1部)  
漏泄とは 256  
漏泄罪 49 52

<著作・刊行物(50音順)>

ア・リトル・ミラー・オブ・ジャパン(日本を映す小さな鏡) **35 77 78** 114  
アイヌのイクバスイ 141  
アンクル・トムズ・ケイン 99  
朝日新聞 6 9 112 129 131 161 194  
網走まで 105  
網走獄中記 106  
アメリカ東京総領事館調査報告書 80  
ある北大生の受難 6 9 79 129 135 136 140 264  
遠友魂 103  
オレ・ジャポネジ(随筆日本) **60** 107 108 **116~118 139** 141  
外事警察概況 **16** 21 **31** 38 41 45 55 57 58 95 96 97 110 111 113 **144~145** 147 **148** 223  
外事月報 22 31 39 44  
北の特高警察 20 149 151 264  
軍機保護法 68  
改訂・軍機保護法 68 229  
警察研究 151  
国際交流 137 138  
札幌農学校 101  
昭和史全記録 58  
十五年戦争下の登山 156  
ジュリスト 142 154  
白樺 105  
スパイ防止法ってなんだ 6 129 161  
戦時行刑実録 108  
戦争と国家秘密法 129 161  
武田弘道追悼集——会議は踊る ただひとたびの 77 264  
チベット——そこに秘められたもの 141  
帝國議会衆議院委員会議録昭和編(82) 68  
帝國議会衆議院議事速記録(69) 68  
帝國議会貴族院委員会速記録昭和編(61) 68  
帝國議会貴族院議事速記録(63) 68

帝國議會貴族院議事速記録(64) 68  
東京日日新聞 28 200  
日米交換船 111 112 113  
人間の絆を求めて 6 9 92 102 140 264  
根室日報 28  
根室要覧 28  
根室千島鳥瞰図 28  
根室千島両國郷土史 202  
白壁館の人たち 18 72  
バビロン女囚の記 77  
ヒマラヤの真珠 141  
フォスコの愛した日本 119 264  
文の園 103  
ホーリネス・バンドの軌跡 77  
北東方面海軍作戦 187 192  
北東方面陸軍作戦 192  
防衛研究所紀要 147  
防諜参考資料・防諜講演資料 79  
北海タイムス(北海道新聞) 17 43 136  
北海道大学大学文書館年報第5号 260  
北海道大学大学文書館年報第9号 87 262  
北海道帝國大學新聞 73 74  
北大百年史 21  
北大の125年 260  
毎日新聞 114  
満鉄グラフ 73  
ミーティング ウイズ ジャパン 140  
私の日本体験 137 138  
ビデオ「レーン・宮沢事件—もうひとつの12月8日」 140

<その他一般事項(50音順)>  
浅間丸 111  
アジア太平洋戦争 5  
アテネ・サッポロ 34  
アテネ・フランセ 34  
安倍政権 160 162  
植村直己冒険賞 130  
宇都宮ファクトリー 110  
FIDNAC 35  
MSA 協定 154  
英仏対独宣戦 150  
遠友夜学校 73 **101~104**  
遠友夜学校記念室 104  
大阪万博 138  
沖繩密約暴露事件 154  
オタスの杜 26 72 **190**  
小樽高商(小樽高等商業学校) 33  
海軍委託学生 28  
海軍大泊工事場 27 170 171 188 191 250

海軍上敷香飛行場 187 188 189 198 222  
250  
学生主事 **36** 81 89 151 195  
樺太 25 171  
クエーカー(クエーカー教徒) 7 75 97 101  
141 153  
組合教会派 76  
5・15事件 78  
広濟寺 141  
国際学友会 32 136  
国民登録制 150  
国民服 150  
心の会(ソシエテ・デュ・クール) **31~38** 39  
71 75 77 79 95 97  
御前会議 40 146  
在米仏教会 124  
軍事教練 79 104  
札幌市資料館(札幌控訴院) 50 104  
札幌市内図 14  
札幌農学校 97 98 100 101  
GHQ(連合国軍総司令部) 20 84 115  
出陣学徒壮行大会 131  
集团的自衛権 7 8 155 160  
常圓寺 119 141  
情報公開制度 164  
白鳥事件 106  
砂川事件 154  
真珠湾奇襲 15  
零式艦上戦闘機 150  
全国水平社 153  
ゾルゲ事件 52 **58** 153  
第一次世界大戦 38 75 76  
大政翼賛会 79 153  
伊達判決 154  
第二次人民戦線事件 150  
第二次世界大戦 38 150 155  
大日本産業報国会 153  
大日本婦人会 19 122  
太平洋戦争 137 158 160  
タマイタワー 124 126  
千島・幌筵島海軍砲台 191 192 195  
千島・松輪島海軍飛行場 191 195 222  
千島・占守島幌筵島陸軍施設 192 195  
天使病院 110 113  
天皇大権 174  
灯台船「羅州丸」 192 **193** 199 242  
ナチス 32 38 80 150 155 156 157  
南京虐殺(南京事件) 73 141 143  
ノモンハン 208 211 215 216 219  
日伊交換留学生 136

日独伊軍事同盟（三国同盟） 79 137 153  
 日独防共協定 142  
 日米開戦 20 37 40 153  
 日米交換船 77 96 109 111 114  
 第一次交換船 109 111 112 113  
 第二次交換船 97 111 112 113  
 日弁連 8  
 日中戦争 5 38 78 141 143 155  
 2・26事件 78 142  
 日本植民学校 34  
 ニッポン号世界一周 28 31  
 根室海軍飛行場 28 31 66 192 199 200  
 ～ 203 207 208 209 222  
 八紘一宇 73 142 143  
 8・4海軍公文書（根室海軍飛行場の見学公文書）  
 28 29 201  
 ハル・ノート 153  
 秘密法に反対する全国ネットワーク 163 164  
 平取村二風谷 136 137  
 武官 48  
 フランシスコ修道会 110 113  
 文武会 71  
 防諜委員会 21

北海道教育大学 120  
 北海道学芸大学 120  
 北星女学校 24 25 151 184 250 254  
**255**  
 北大構内図 30  
 北大図書館 122  
 北大の対応 80  
 円山墓地 120 122 152  
 満支方面 25  
 満州事変 144  
 満鉄招聘学生満州調査団 28 72  
 ミッドウエー海戦 112 114  
 南満州鉄道 28  
 要港部（海軍大湊要港部） 25 28 170 171  
 201 203 208 250  
 立憲主義 160  
 良心的兵役忌避 75 112 152  
 レーン記念奨学金（レーン記念賞）121  
 レーン文庫 122  
 60年安保闘争 162  
 盧溝橋 38 61 143 145 149 226  
 盧溝橋事件 78 79  
 ロンドン軍縮会議 142

\*\*\*\*\*

## <本会発行・既刊書籍の訂正>

### 『引き裂かれた青春』（花伝社刊）

17P8行＝レーン夫妻の検挙時の様子はポーリンの手記によって大きく修正。→本冊子4P  
 18P9行＝「著し」→「発刊」  
 33P12行＝「堪能だ」→「不自由しなか」  
 38P7行・76P11行＝「戦死」→「基地内で流感死」  
 →詳しくは『総資料総目録補遺2020』8P  
 39P3行＝「ニ」→「二」  
 58P上段8行＝「裁判所」→「予審判事」  
 76P9行＝「学び」→「教鞭をとり」→詳しくは『総資料総目録補遺2020』8P  
 95P13行＝「拘留」→「勾留」  
 113P15行＝天使病院での保護を取り持ったのは顔見知りの刑事だった→ポーリン手記  
 121P3行・319P22行＝死因には異説あり、『総資料総目録』29P参照  
 129P4行＝「藪下彰治朗」→「藪下」  
 同9行＝「藪下彰治」→「藪下彰治朗」  
 161P12行～＝この部分の記述は不正確で、正しくは『総資料総目録補遺2020』8～9Pに。  
 185P5行＝「蟹刑」は先行47P参照  
 318P10行＝「11」→「10」

### 『総資料総目録』（本会編刊）

6P上18行＝「藪下」→「藪下」  
 同下11行・58P上15行＝花伝社刊161Pに同じ  
 29P上「システアの死因」・63P中24行＝花伝社刊38Pに同じ  
 63P中22行＝花伝社刊76Pに同じ

### 『総資料総目録 補遺2020』（本会編刊）

3P下21～22行＝「B手記」→「手記」、「記事」→「B記事」  
 4P下17行＝「記事」→「B記事」  
 7P上24行＝「拘留」→「勾留」  
 8P下7行＝「1918年」→「1890年」  
 9P上20行・24行・同下9行・12P上21行＝「藪下」→「藪下」  
 史料検証9P8行目＝entreme→extreme  
 同10P3～7行＝「拘留」→「勾留」

※この他、『国家権力犯罪に時効はない』にも、上記3刊と同じ要訂正がある（10P上、21P上、26P下、27P上、31P上）

## あとがき——憲法改悪・国民弾圧 戦争への道を許すな！

2022年は、開戦・一斉検挙から81年目を迎え、さらに敗戦からは77年目、宮澤弘幸の没後・新憲法施行・松川事件からは76年目、サンフランシスコ条約＝日米安保条約締結からは70年目、沖縄返還・日中国交正常化からは50年目と、さまざまな節目を迎えます。「〇〇からは〇〇年目」と歴史上の出来事を踏まえ、事の経過と現在を知り、先行きを考えることは大切なことだと考えます。

その視点から、開戦・敗戦を経て制定された「平和憲法」の理想に思い及ばすと、先行き明るくはありません。「サ条約＝日米安保」と「沖縄返還」後の現在、そして「新自由主義」の下で圧迫される国民生活を考えると、憲法の理想に向かうよりも、「今だけ金だけ自分だけ」の風潮が強まり、軍部独裁の戦争回帰に向かっていると思え、落差に愕然とします。ですが、だからこそ、どう立ち向かうかを考えるべき時です。

\*

安倍第2次内閣が発足した直後の2013年1月29日に結成した本会は、宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件の真相を究める活動を通じて視野を広げてきました。昨年は戦後最大の人権侵害である「レッド・ページ」を再検証し、植村隆・元朝日新聞記者への「捏造」攻撃では法廷運動を通じ、問答の通じない「言論」の存在に直面しながらも、現状打開への連帯を深めてきました。

この間、冊子「国家権力犯罪に“時効”はない」(2010年10月)、同「検証 良心の自由 レッド・ページ70年 新聞の罪と居直り—毎日新聞を手始めに」(2020年12月)、同「冤罪の構図 松川事件と『諏訪メモ』 倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から」(2021年11月)の連続刊行はその成果の一つであり、逆行に警鐘を鳴らす活動に取り組んできています。

今回刊行の冊子は、こうした運動体験の延長線上に立って、本会活動の軸である宮澤・レーン冤罪事件と改めて向き合い、連帯を呼びかけ、現状打開の一助にとの思いから編んだものです。後半に現代の戦争法、中でも施行前の「土地利用規制法」を取り上げたのは、宮澤・レーン冤罪事件が過去を語る歴史ではなく、現代の脅威に即かかわっていることを実感する思いからです。

この意味合いからも、「平和憲法」を否定し、「土地利用規制法」を問答無用で施行して、新たな国家権力による冤罪事件を引き起こしかねない現実立ち向かうために、以下の問題点を提起して「あとがき」に代えたいと思います。

第1は、「平和憲法」改悪を阻止する課題です。安倍晋三元首相は、2012年の自民党総裁当時「みっともない憲法ですよ、はっきり言って。それは、日本人が作ったんじゃないですからね」(2012年12月のネット番組発言—朝日新聞記事)と言

い、首相就任後も、憲法 99 条（公務員の憲法尊重擁護義務）を完全に無視しています。この安倍政権の官房長官で後継の菅義偉前首相は、翁長雄志沖縄知事が、沖縄の苦難の歴史と基地被害を渾身の思いで訴えたのに対して「戦後生まれなので、沖縄の歴史はなかなかわからない」と答えています（2020.11.29 サンデー毎日記事）。

そして 2021 年総選挙では自民党が衆議院での絶対安定多数を占め、連立公明党と改憲志向の国民、維新勢力を加えると、憲法改正発議の可能な状況になりました。憲法改正自体は否定しません。現憲法を守る努力をした結果、明らかに改正すべき点が出てきたのであれば改正するのは当然です。しかし安倍元首相には守る努力をした形跡はありません。ただ罵倒して「改正」を言い募るだけです。

自民党は 2012 年 4 月に憲法改正草案を発表しましたが、9 条改悪への反発が強いことから、2018 年 3 月、「自衛隊明記」「緊急事態条項創設」「参院選の合区解消」「教育無償化」の「改憲 4 項目」にまぶしました。岸田文雄現首相もこれを実行すると明言しています。

「平和憲法」は、第 9 条だけではありません。基本的人権、地方自治など国民一人ひとりの生活と権利を擁護、発展させることを政府に明確に義務づけています。ところが「新自由主義政策」によって、派遣労働者・非正規労働者が労働者全体の 3 分の 1 以上となり、新宿の「年越し相談村」には、昨年を上回る相談者

が駆けつけるなど、人間として生きる権利すら否定されている現状を容認しているのです。憲法 9 条に基づく平和と、基本的人権を守らせる闘いを断固として展開するべきです。

第 2 は、日米安全保障条約についてです。現在、自公与党をはじめ野党の大半も含め、安保体制を支持しています。それでよいのかという問題です。

日米安保条約第 6 条の下に日米地位協定があります。この協定は日本における米軍の特権を認めたものです。日弁連は 2014 年 10 月に「日米地位協定の改定を求めて——日弁連からの提言」を発表しています。①施設・区域の提供と返還②米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権③環境の保全・回復等の問題④船舶・航空機等の出入・移動⑤航空交通⑥刑事責任⑦民事責任——と、いずれも重要喫緊の課題です。全国知事会は、日米地位協定の抜本的な見直しを全員一致で決定し 2018 年 8 月 14 日、日米両政府に提言しています。しかし歴代政権は、地位協定の見直しを否定し、運用での改善を求めていくとの姿勢で終始しています。

ところが、運用の改善がなされたことはありません。なぜでしょうか。それは日米地位協定第 25 条にもとづく「日米合同委員会」が真相を闇に閉じ込め、一切を明らかにしないブラックボックスになっているからです。

日米合同委員会とは何でしょうか。ジャーナリスト・吉田敏浩さんの『「日米合同委員会」の研究——謎の権力構造の正体

に迫る』(2016年、創元社刊)は、日米安保条約とその下にある日米地位協定の運用のすべてをアメリカ側が握り、しかもその内容は原則非公開とされていることを徹底分析しています。

合同委の日本側代表は、外務省北米局長で、代表代理は法務省大臣官房長、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房参事官の6人。アメリカ側は、在日米軍司令部副司令官、代表代理は在日アメリカ大使館公使、在日米軍司令部第5部長、在日米陸軍司令部参謀長、在日米軍司令部副司令官、在日米軍司令部参謀長、在日米軍海兵隊基地司令部参謀長の7人。

日本側が文官・官僚なのに対し、アメリカ側は1人を除き軍人ぞろりです。通常の国際協議では見られない文官対軍人の構成になっているのです。そのうえ議事録や合意文書は原則非公開です。国会への報告義務もありません。

吉田敏浩氏は、日米合同委員会には以下の密約があると指摘しています。

「民事裁判権密約」「日本人武装警官密約」「裁判権放棄密約」「身柄引渡し密約」「公務証明書密約」「秘密基地密約」「航空管制委任密約」等々です。

これらは日本の主権を侵害し、「憲法体系」「憲法を頂点とする国内法令の体系」を無視して、米軍の特権を認めるものです。その結果数々の基地被害と人権侵害が引き起こされているのです。

\*

月刊誌『世界』2021年9月号掲載の『戦

後日本の主権と領土——日米安保70年の現在』と題した古関彰一・獨協大学名誉教授の論文によれば、軍事的有事の際には、自衛隊は米軍指揮下に入る密約があると指摘しています。「1952年7月23日、在日米大使と極東軍司令官とが吉田首相と直接会見して、有事の際には、米国人の単一司令官による指揮の下に入ることを迫り、いわば口頭密約の形で、『公然たる声明もしくは文書を要求しない』ことを条件に、了解を得たことが、米統合参謀本部の公文書に残っている」と書いています。おそらくは、この通りだと思います。

この密約の下、2015年の安保法制成立後「日米共同部」が新設されました。防衛庁は「指揮は別々」と言っていますが、多くの空言でしょう。現に「最大規模の日米共同統合指揮所演習」であるヤマクラ81(2021.12)などが米軍主導で実施され、「思いやり予算」は2022年度から5年で1兆円、財務省が軍事費の別格増額を認めるなどやりたい放題です。さらには、1月7日の「日米2+2会議」では敵基地攻撃能力の検討を表明しています。これは、明らかに戦争への道に繋がります。

日米安全保障条約→日米地位協定→日米合同委員会の実態を知れば、アメリカによる軍事支配の装置は、日米合同委員会にあると分かります。しかも完全なブラックボックスだとしたら、運用の改善などできるわけがありません。自公与党と野党の一部から、日本の世論までが支

持っている「日米安保体制」の実態はここまできているのです。日本はアメリカの占領下にあるといっても過言ではないでしょう。

そうであるならば、日米合同委員会を規定する日米地位協定、その協定を規定する日米安保条約に立ち返って抜本改定するのが正道です。それは可能です。日米安保条約第10条は「……いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する」となっています。

日米安保体制を擁護する限り、戦争への道を阻止することはできません。「日米安保条約廃止」の声を上げ、日本政府に終了を通告させる運動を起こす時だと考えます。

\*

今から58年前の1964年、東京オリンピック開催直前の9月8日、米軍F-8Cクルーセイダー戦闘機が、厚木海軍飛行場を離陸直後、エンジン故障のため、滑走路北側約1,000㍍地点の大和市上草柳の館野鉄工所に墜落して、工場・住居が全焼。作業中の工場主・館野正盛さんの長男、三男、従業員の3人が即死、次男と従業員の2人が入院後死亡する「米軍機墜落館野鉄工所事件」が引き起こされました。

館野さんは、怒りに震え当時の横浜防衛施設局に責任を追及しました。結果、国は工場跡地の買い取りと代替地の提供、補償金の支払いを提案。館野さんは不満ながら

も了承しました。ところが実施段階になると、担当者を入替えて払下げ拒否に出たのです。館野さんは、国を相手に裁判を起こし、一番では敗訴でしたが、控訴審（東京高裁）では、国から補償の見直しをさせて和解（1982年12月）に至りました。この事件では画家の田島征三さんや歌手の横井久美子さんら多くの支援者と共に闘ったのが大きな力になりました。私も支援の一端に参加し、館野さんと何度も会いました。運動を広げる会議後の交流会での館野さんは実に楽しい「鉄工所の親父」でした。

この間、館野さんが事あるごとに言っていたのは「日米安保条約と地位協定がある限り再び事故が起きる。安保をなくせ」でした。事故さえなければ、鉄工所の親父として地元の世話役になってたでしょう。その館野さんが強く呼びかけた「安保をなくせ」は、ますます今日的課題になってきていると思います。

\*

長い問題提起になってしまいました。しかし、宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件をはじめ数々の国家権力による冤罪事件を考える時、国家権力による冤罪事件が戦争への道と一体になっているという重い事実に行き当たります。秘密保護法・共謀罪法を手にした国家権力がかつてない暴挙を画策する可能性が高まっていると言って過言ではないでしょう。「国家権力犯罪に“時効”はない」立場から、立ち向かわなければならぬと考えます。

事務局 福島 清

## 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

2013年1月29日、札幌で結成。所期の運動成果を基に『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）『総資料総目録』『総資料総目録 補遺 2020』『国家権力犯罪に時効はない』（事務局刊）などに取りまとめている。2016年8月6日、運動の永続を目指すため幹事会制を解き、代表等を置かない事務局制に切り替えた。月例の「事務局たより」で活動を伝え、ホーム・ページでも公開している。

<http://miyazawa-lane.com/index.html>

### ◇本刊・担当

福島 清 1938年生、毎日新聞活版OB。本会結成から幹事会解散まで事務局長。以降、事務局員として常時活動。1974～79年、毎日新聞労働組合本部書記長。

根岸正和 1940年生、毎日新聞北海道発行所活版OB。本会結成から幹事会解散まで事務局次長。以降、在札幌事務局員として常時活動。1976～1980年、毎日新聞労働組合本部副委員長・北海道支部長。

水久保文明 1947年生、毎日新聞労組専従書記OB。本会結成から幹事会解散まで事務局次長。以降事務局員として常時活動。千代田区労働組合協議会事務局長。本会の気付先に常駐、連絡取次を担当。

大住広人 1937年生、毎日新聞編集OB。本会結成から幹事会解散まで幹事。以降、随時事務局業務を分担。『引き裂かれた青春』はじめ本会発行の刊本・諸資料の編集、執筆を担当。1975～77年、毎日新聞労働組合本部執行委員長。 [oh8sr2md@wind.ocn.ne.jp](mailto:oh8sr2md@wind.ocn.ne.jp)

## 宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件

### 箇条書き 総覧版

2022年2月22日 発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局

福島 清 [misuzuya@jcom.zaq.ne.jp](mailto:misuzuya@jcom.zaq.ne.jp)  
根岸 正和 [masakazu-negishi@ac.auone-net.jp](mailto:masakazu-negishi@ac.auone-net.jp)  
水久保文明 [gold16mm@gmail.com](mailto:gold16mm@gmail.com)

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F  
千代田区労協 気付

T:03-3264-2905 F:03-6272-5263  
e-mail: [chiyodakurokyo@gmail.com](mailto:chiyodakurokyo@gmail.com)

平和と真理について

Be Ambitious

でなければならぬ。

真理を壊す者に対して

闘っていかねば

ならぬ。

(山本玉樹)



北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会  
事務局

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8  
杉山ビル2F 千代田区労協気付  
Tel:03-3264-2905 Fax:03-6272-5263  
e-mail:chiyodakurokyo@gmail.com